

第2回子ども子育て審議会
令和6年8月26日
資料2

1/31

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
		04		家庭の教育力向上支援事業の推進	第5条	子育て支援課	保育従事者等を対象に、家庭の教育力に関する相談の対応力強化を図る研修を実施する。	▶ 保育従事者を対象とした各種研修の中で、保護者からの相談に関する対応力を強化した。 ▶ 障害児保育研修では、多様な家庭の子育てについて学ぶことで、発達に課題のある子どもの育児に悩む保護者からの相談への対応力を強化した。 ▶ 子育て支援の研修では、精神疾患のある保護者への対応を学び、様々な配慮を必要とする保護者への理解を深めることで、子育てで悩む保護者からの相談への対応力を強化した。 ▶ 西東京市保育の質のガイドライン研修では、子どもの目線に立った保育・子育てについて理解を深めることで、不適切保育・虐待など育児に不安を抱える保護者からの相談への対応力を強化した。	A	保育従事者等を対象に、家庭の教育力に関する相談の対応力強化を図る研修を実施する。
						幼児教育・保育課	引き続き事業の継続を図り、子育て家庭の支援を行う。	地域子育て支援センターを中心に、子育て関連講座や育児相談の事業を実施し、支援を図った。	A	引き続き事業の継続を図り、子育て家庭の支援を行う。
						児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえつつ、引き続き、イベントを実施する。	市内児童館3館で実施し、親子での活動を大切にしたい内容で行った(陶芸教室・マジック教室・キットパス)。	A	令和5年度とは異なる児童館で実施をすることで、より多くの方に体験してもらう。
						子ども家庭支援センター	継続して実施する。	市内2か所の子育て広場において、3歳までの乳幼児とその保護者に、絵本事業等28回実施。そのほか、子育て広場職員による子育て支援事業等を実施した。	A	継続して実施する。
						公民館	▶ 子育て、教育に関する講座を実施する。 ▶ 子どもとその保護者を対象とした事業を実施する。	▶ 子育て、教育に関する講座を実施した。13講座・延べ99回。乳幼児をもつ母親のための講座(保育付き)(14回)、子育て中の人のための講座 健康な食事で健康な身体づくり(保育付き) 家族みんなの食育講座(9回)、女性のための講座 絵本とわらべうたで楽しい子育て(保育付き)(10回)、子育て中の人のための講座 ママもパパも楽しくワークライフバランス(保育付き)(9回)、子育て中の人のための講座 五感を使ってこころ豊かに楽しい子育てを!(保育付き)(12回)、子育て中の人のための講座 ゆったり軽やかに子育てを楽しもう!(保育付き)(12回)、子育て中の人のための講座 イヤイヤ期なんか怖くない!みんな笑顔でいられるコミュニケーション講座(保育付き)(8回)、子育て中の女性のための講座 未来の「タネ」がきっと見つかる(保育付き)(11回)、学歴期の子どもがいる人のための講座(4回)、思春期の子どもに向き合うための講座(4回)、子どもの課題を考える講座(1回)*、人権講座 子どもの権利を考える(1回)*、社会問題講座 子どもの居場所づくりから見えてきた、子どもと共に歩むということ(4回) * 働いている保護者が参加可能な日時で実施した子育てや教育に関する講座(3講座・延べ6回実施) ▶ 子どもとその保護者が参加できる事業を実施した。13事業・延べ32回。 * 働いている保護者が参加可能な日時で実施した子どもとその保護者が参加できる事業(9事業・延べ18回実施)(後記【子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興】参照)	A	▶ 子育て、教育に関する講座を実施する。 ▶ 子どもとその保護者を対象とした事業を実施する。
		05		里親制度(養育家庭)の推進	第8条	子ども家庭支援センター	継続して実施する。	▶ 都と連携し、10月に里親制度のパネル展示や啓発のチラシ配布と、養育家庭(里親)体験発表会を開催した。 ▶ 児童相談所が主催する里親・児童相談所・児童養護施設・子ども家庭支援センターの連絡会に参加した。 ▶ ホームページ等で里親等に関する情報提供を行った。	A	継続して実施する。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
	1-1	06		スキップ教室(適応指導教室)の充実	第9条	教育支援課	▶今年度も引き続き、児童・生徒の社会的自立を目指し、個別の教科指導・生活指導及びカウンセリング機能の充実を図る。 ▶スキップ教室指導員が通室児童・生徒の在籍校と密に連絡を取り合いながら、通室目標や指導方針を明確にするとともに、中1不登校未然防止委員会でスキップ教室、ニコモルーム、令和4年11月に開設したニコモテラスに通う児童・生徒についての理解と指導の成果を各学校の教員と共有し、学校と連携を図りながら不登校の未然防止に努める。 ▶日頃から児童・生徒の情報の共有を行い、スキップ教室、ニコモルーム、ニコモテラス、教育相談センターの円滑な連携が図れるよう努めるとともに、関係機関との連携を図りながら不登校の児童・生徒一人ひとりに寄り添い適切な支援を行う。 ▶不登校児童・生徒を取り巻く現状及び課題を整理し、不登校対策に資するスキップ教室のあり方を検討する。	▶学校に登校しない・できない児童・生徒の背景について、子どもの生育歴、情緒・認知・社会性の発達、家庭環境、学校生活状況等から総合的に見立てを行い、その見立てをスキップ教室の指導員に共有し、子どもの状況に応じた支援や指導を行った。 ▶スキップ教室の指導員が通室児童・生徒の在籍校や教育相談員と連絡を密に取り、スキップ教室での様子、通室目標や指導方針等について情報を共有し、適切な支援に繋がるよう努めた。また、中1不登校未然防止委員会にスキップ教室指導員、ニコモルーム職員、ニコモテラス職員が出席し、不登校傾向の児童・生徒の対応について教員と意見交換を行った。 ▶日頃から児童・生徒の情報の共有を行い、スキップ教室、ニコモルーム、ニコモテラス、教育相談センター及び関係機関と連携しながら不登校の児童・生徒一人ひとりに寄り添い適切な支援を行った。 ▶スキップ教室での取組を継続するとともに、指導内容や支援内容の充実を図り、施設の老朽化や、学校に登校しない・できない児童・生徒の増加による受け入れ体制の整備などの課題があるため、「適応指導教室等あり方検討委員会」を立ち上げ、運営や体制等について検討を開始した。	A	▶学校に登校しない・できない児童・生徒は増加傾向にあることから、一人ひとりの状況やニーズに合わせた多面的な支援が必要となっている。今年度も引き続き、社会的自立を目指し、教科指導・生活指導及びカウンセリング機能の充実を図る。 ▶スキップ教室指導員が通室児童・生徒の在籍校や家庭と連携しながら、スキップ教室での様子、通室目標や指導方針を明確にして、個に応じた学習指導・生活指導、行事などを通じて、児童・生徒の心や日常生活の安定を図り、社会的自立や学校復帰への支援を行う。 ▶スクールソーシャルワーカーと連携を図り、児童・生徒の状況にあわせて、ニコモテラス、ニコモルーム、スキップ教室が連携して段階的に適切な支援につなげるよう努める。 ▶不登校対策委員会(中1不登校未然防止)で、スキップ教室、ニコモルーム、ニコモテラスに通う児童・生徒についての理解と指導の成果を各学校の教員と共有し、学校と連携を図りながら不登校の未然防止に努める。 ▶日頃から児童・生徒の情報の共有を行い、スキップ教室、ニコモルーム、ニコモテラス、教育相談センターの円滑な連携が図れるよう努めるとともに、関係機関との連携を図りながら不登校の児童・生徒一人ひとりに寄り添い適切な支援を行う。
		07		【名称変更】R2～子ども自身が相談しやすい体制の充実 (〔旧名称〕子ども自身からの相談に対応できる相談システムの検討)	第9条	子ども家庭支援センター 子育て支援課	継続して実施する。 ▶引き続き子ども自身が相談しやすい体制として、フリーダイヤルによる電話相談や市のお問い合わせフォームを活用したインターネットによる相談システムを実施するほか、手紙、FAXでの相談を行う。 ▶より子ども自身が相談しやすい体制とするため、Twitter、Facebook、LINEの定期的な投稿等により子ども相談室及び相談方法(面談、電話、メール、手紙、FAX)の周知を図る。また、子ども相談室はどんなことでも相談できる機関であることを併せて周知していく。	市内全公立小中学生向けに児童虐待・ヤングケアラー啓発リーフレットを自主作成し、相談先として子ども相談室と子ども家庭支援センターを案内した。リーフレットには、切り込みを入ると小さな絵本になる、工作する手順をいれて、少しでも長い時間手に取って眺めてもらう工夫をした。リーフレットに掲載した様々な状況におかれるキャラクターを見てもらうことで、子ども自身が自らの状況に気づくヒントになるよう工夫した。 ▶子ども相談室 ぱっとルームでは、子ども自身が相談しやすい体制として、フリーダイヤルによる電話相談や市のお問い合わせフォームを活用したインターネットによる相談システムを実施しているほか、手紙、FAXでの相談も受け付けている。 - 子どもからの新規相談件数20件 ※全新規相談件数61件 ▶子ども自身が相談しやすい体制を充実させるため、子どもLINE相談を新たに開設した。	A	継続して実施する。 ▶子ども相談室 ぱっとルームにおいて、引き続き子ども自身が相談しやすい体制として、フリーダイヤルによる電話相談や市のお問い合わせフォームを活用したインターネットによる相談システムを実施するほか、手紙、FAXでの相談を行う。 ▶子どもが相談したいことを書いて切手を貼らずに郵便ポストに投函できる「ぱっとルームレター」をモデル校において試行する。 ▶子ども相談室 ぱっとルームについて、より子ども自身が相談しやすい体制とするため、Twitter、Facebook、LINEの定期的な投稿等により子ども相談室及び相談方法(面談、電話、メール、手紙、FAX)の周知を図るほか、子ども相談室はどんなことでも相談できる機関であることを併せて周知していく。 ▶子ども自身が相談しやすい体制を充実させるため、子どもLINE相談について周知を進める。 ▶教育委員会と連携し、GIGAスクールタブレットの壁紙等への子ども相談室 ぱっとルームや子どもLINE相談の情報の掲載について検討する。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
		08		スクールカウンセラー派遣の充実と連携の強化	第9条	教育支援課	▶今年度も引き続き、全市立小・中学校に東京都のスクールカウンセラーを配置し、配置校にスクールカウンセラーを派遣する。 ▶スクールカウンセラー連絡会を活用し、教育委員会等との情報共有を行うことにより、相談体制の一層の充実を図る。	▶市立小・中学校全校に東京都のスクールカウンセラーを各校1名配置し、配置校に年間38回派遣を行った。 ▶令和5年度も田無第一中学校及び保谷中学校については学校の実態やニーズに基づいた支援の一層の充実のため、東京都公立学校スクールカウンセラー追加配置を活用し、追加配置を行った。 ▶在籍児童数が多い中原小学校、向台小学校、上向台小学校については、市のスクールカウンセラーを配置し、支援を行った。 ▶スクールカウンセラー連絡会を開催し、教育委員会等との情報共有や意見交換を行い、相談体制が充実した。	A	▶今年度も引き続き、全市立小・中学校に東京都のスクールカウンセラーを配置し、配置校にスクールカウンセラーを派遣する。 ▶スクールカウンセラー連絡会を活用し、教育委員会等との情報共有を行うことにより、相談体制の一層の充実を図る。
				【新規】R2～学校における人権教育の実施	第14条	教育指導課	「西東京あったか先生」の取組を継続し、「人権教育プログラム」からの人権課題とした授業を道徳科等で実施していく。	「西東京あったか先生」の取組を継続し、「人権教育プログラム」からの人権課題とした授業を道徳科を中心として実施した。	A	「西東京あったか先生」の取組を継続し、「人権教育プログラム」からの人権課題とした授業を道徳科等で実施していく。
				子ども自身が身を守るための学習プログラムの推進	—	子育て支援課	子どもの権利の学びを通していじめその他の権利侵害への対応について啓発を行う。	子ども条例副読本配布、市立小・中学校での出張授業を行い、子どもの権利の学びを通していじめその他の権利侵害への対応について啓発を行った。	A	子どもの権利の学びを通していじめその他の権利侵害への対応について啓発を行う。
		11	重10	要保護児童対策地域協議会の活用	第4条 第6条 第8条	子ども家庭支援センター	継続して実施する。	▶切れ目のない支援として未就学部会、発達支援部会、就学部会と部会形式に分け、それぞれ関係する職員が集まり、部会を通して要支援児童等の情報や支援について共有し連携を図った。 ▶関係機関向けに現場での児童虐待対応の基本講座(虐待防止支援員養成講座)や専門家による研修(テーマ別研修)を実施した。 ▶未就学部会として地域子育て支援センターと健康課と子ども家庭支援センターで、「地域子育て支援センター会議」を4回開催し、気になる児童、保護者について情報共有を行った。 ▶個別ケースの支援を協議するためケース検討会議を79回実施した。	A	継続して実施する。
				虐待・虐待再発防止のための学習機会の検討		子ども家庭支援センター	継続して実施する。	市内幼稚園・保育園の保護者・職員に「体罰などによらない子育てハンドブック」を配布し、虐待や虐待防止に係る周知・啓発を行った。	A	継続して実施する。
		13	重1	虐待の早期発見・通告・早期対応をするための普及活動の充実	第6条 第8条	子育て支援課	子育てハンドブックを作成し、相談窓口や関係機関の情報を掲載する。	子育てハンドブックを作成し、相談窓口や関係機関について情報提供を行った。	A	子育てハンドブックを作成し、相談窓口や関係機関の情報を掲載する。
						子ども家庭支援センター	継続して実施する。	▶関係機関に対し、虐待防止支援員養成講座やテーマ別研修を行い、早期発見・通告・早期対応をするための知識向上を図った。 ▶田無警察署と連携し、フレスポひばりが丘、田無駅で児童虐待防止啓発活動を行った。 ▶田無警察署と子ども家庭支援センターの協働で作成した児童虐待防止の啓発動画をアスタビジョンにて放映した。また、西東京市のホームページにも掲載した。 ▶児童虐待推進防止月間(11月)を活用し、市のホームページに掲載、市報での広報、庁用車にマグネットステッカーを貼付けての周知等を行った。	A	継続して実施する。
		14	重1 重3	子どもにとって大切な権利について学ぶ機会の提供	第14条	子育て支援課	▶子ども条例副読本等を活用した出張授業を実施する。 ▶副読本指導書を授業で活用できるよう市内小学校に電子データを送付する。	▶子ども条例副読本等を活用した出張授業を小学校及び中学校で実施した。 ▶小学校の授業で活用する副読本指導書の電子データを市立小学校へ送付し活用を推進した。	A	▶子ども条例副読本等を活用した出張授業を実施する。 ▶副読本指導書を授業で活用できるよう市内小学校に電子データを送付する。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
		14	重1 重3	子どもにとって大切な権利について学ぶ機会の提供	第14条	児童青少年課 子ども家庭支援センター	- 子ども相談室と協力し、学童クラブ指導員向けに子どもの権利について学ぶ機会を設ける。 - 児童館職員研修において、子どもの権利について指導を行う。 ※子育て支援課で実施	子ども相談室の人権擁護員を講師にお招きし、学童クラブ指導員全員を対象に研修を実施し、子どもの権利について指導員としての心構えを学ぶ機会を設けた。	A	引き続き、研修や巡回指導を通じ、子どもの権利について指導を行う。
									-	※子育て支援課で実施
1-2-1 地域のシステムづくり										
		01	重2	子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進	第13条	児童青少年課 みどり公園課	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえつつ、中高生年代プロジェクトの支援及び各館において実施している中高生事業の推進を引き続き実施する。	中高生年代プロジェクトは、令和5年度に引き続き会場開催にて実施し、会場には参加者のほか一般客も来場する形で開催した。	A	継続して実施する。
		02	重4	児童館の親子で参加できる行事や企画の充実	第13条	児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえつつ、引き続き、親子で参加できるイベントを実施していく。	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえつつ、乳幼児と保護者向けの事業について実施した。	A	継続して実施する。
		03	重2	【名称修正】R2～子ども参画による広報誌づくりの継続 〔旧名称〕子ども参画による広報紙づくりの実施	第13条	図書館	- 対面のメリットである、意見が言いやすい雰囲気編集会議となるよう日程等を調整し、YA世代が自由に意見交換ができる編集会議を目指す。 - 新型コロナウイルスの拡大など不測の事態には、Zoomによる編集会議を併用するなど、YA世代が引き続き「CATCH」の編集に携われるよう対応する。	昨年度に引き続き、編集会議を全て対面で実施することができた。活気がある会議となり、YA世代のより自由な発想やアイデアが出され、「CATCH」の誌面に活かされた。また、編集委員と図書館担当職員との連絡等は、メールにて行い、部活や習い事等で多忙なYA世代が役割を担えるよう、効率的な編集作業に務めた。	A	- 引き続き、対面のメリットである、意見が言いやすい雰囲気を作り、YA世代が自由に意見交換ができる編集会議を目指す。 - 学校行事・部活動・定期テストや受験など、多忙な中高生がなるべく多く会議に参加できるよう、年度当初に各自のスケジュールを共有し、会議開催の候補日を早い時点で決めるなど、中高生の都合などを考慮した会議日程を設定するよう努める。
		04	重3	子ども調査の推進	第13条	児童青少年課 図書館	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえつつ、引き続き、児童館利用者等へのアンケートやヒアリングを実施していく。	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえつつ、児童館利用者等へのアンケートやヒアリングを実施した。	A	継続して実施する。
							利用者アンケートの結果を参考に図書館計画を策定する。	利用者アンケートの結果を参考に図書館計画を策定した。	A	ー
		05		防犯対策の充実	第4条 第6条 第11条	危機管理課 児童青少年課	- コロナ禍における各団体との個別的なパトロール実施 - 市報、ホームページ、いーなメールでの広報啓発活動 - 防犯活動団体への補助金交付 - 小学校における地域安全マップ作製支援の実施 - 春・夏・年末における防犯活動団体などへのパトロール強化依頼の実施 - 各種機会を通じた防犯マニュアルの配布 - 特殊詐欺未然防止のため、高齢者世帯への自動通話録音機給付 - 特殊詐欺被害防止啓発用動画普及 - わんわんパトロールへの参加協力依頼 - あんぱんパトロール教室の実施 新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえつつ、引き続き、職員研修等を通じて防犯意識の向上を図っていく。	- 各団体との個別的なパトロール実施 - 市報、ホームページ、いーなメールでの広報啓発活動 - 防犯活動団体への補助金交付 - 小学校における地域安全マップ作製支援の実施 - 春・夏・年末における防犯活動団体などへのパトロール強化依頼の実施 - 各種機会を通じた防犯マニュアルの配布 - 特殊詐欺未然防止のため、高齢者世帯への自動通話録音機給付 - 特殊詐欺被害防止啓発用動画普及 - わんわんパトロールへの参加協力依頼 - あんぱんパトロール教室の実施 職員研修等を通じて防犯意識の向上を図った。	A	- 各団体との個別的なパトロール実施 - 市報、ホームページ、いーなメールでの広報啓発活動 - 防犯活動団体への補助金交付対象の拡大を検討 - 小学校における地域安全マップ作製支援の実施 - 春・夏・年末における防犯活動団体などへのパトロール強化依頼の実施 - 各種機会を通じた防犯マニュアルの配布 - 特殊詐欺未然防止のため、高齢者世帯への自動通話録音機給付 - 特殊詐欺被害防止啓発用動画普及 - わんわんパトロールへの参加協力依頼 - あんぱんパトロール教室(防犯講習)、出前講座の 引き続き、職員研修等を通じて防犯意識の向上を図っていく。
							「子ども110番ピーポくんの家」の総会を開催し、地域への情報共有を図る。	「子ども110番ピーポくんの家」の総会を開催し、地域への情報共有を図った。	A	「子ども110番ピーポくんの家」の総会を開催し、地域への情報共有を図る。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
1-2-1	05	05	防犯対策の充実	第4条第6条第11条	教育指導課		▶「安全教育プログラム」活用し、各学校の安全教育をより一層充実するよう、国や東京都の取組や本市の事故の状況等を積極的に発信し、具体的に指導・助言を行う。 ▶市内全小中学校の安全連絡会において引き続き、地域支援による安全確保の取組を行う。 ▶スクールガードリーダーによる市内全小中学校に対する巡回指導を行い、「安全教育プログラム」等を活用し安全教育のより一層の質の向上を図る。 ▶東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行う。	▶「安全教育プログラム」活用し、各学校の安全教育をより一層充実するよう、国や東京都の取組や本市の事故の状況等を積極的に発信し、具体的に指導・助言を行った。 ▶市内全小中学校の安全連絡会において引き続き、地域支援による安全確保の取組を行った。 ▶スクールガードリーダーによる市内全小中学校に対する巡回指導を行い、「安全教育プログラム」等を活用し安全教育のより一層の質の向上を図った。 ▶東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行った。	A	▶「安全教育プログラム」活用し、各学校の安全教育をより一層充実するよう、国や東京都の取組や本市の事故の状況等を積極的に発信し、具体的に指導・助言を行う。 ▶市内全小中学校の安全連絡会において引き続き、地域支援による安全確保の取組を行う。 ▶スクールガードリーダーによる市内全小中学校に対する巡回指導を行い、「安全教育プログラム」等を活用し安全教育のより一層の質の向上を図る。 ▶「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行う。
							新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえつつ、引き続き、各小学校区で地域活動をする育成会活動と、育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会の支援を行っていく。	各小学校区で地域活動をする育成会活動と、育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会の支援を行った。	A	継続して実施する。
							▶新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえつつ、引き続き、市内の産業と直接触れ合う機会を設けていく。 ▶各小学校区の青少年育成会の活動の支援を行っていく。	▶新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえつつ、規模の大きいイベントを実施した。 ▶各小学校区の青少年育成会の活動の支援を行っていく。	A	継続して実施する。
							▶「親子で野菜づくりにチャレンジ」を実施予定 ▶「農のアカデミー体験実習農園」に幼稚園・保育園・小学校単位で参加(4月・5月・7月・9月・10月・11月実施予定)	▶「親子で収穫祭」(親子で野菜づくりにチャレンジ)を実施 ▶「農のアカデミー体験実習農園」に幼稚園・保育園・小学校単位で参加(4月・5月・7月・9月・10月・11月実施)	A	▶「親子で収穫祭」を実施予定 ▶「農のアカデミー体験実習農園」に幼稚園・保育園・小学校単位で参加(4月・5月・7月・9月・10月・11月実施予定)
							▶地域団体や地域人材を活用した子ども対象事業を実施する。 ▶子どもを対象として、ものづくりを体験する講座を実施する。 ▶青少年を対象とした地域課題を取り上げた講座を実施する。	▶公民館で活動する団体が講師を務めるものづくりの講座を、団体と共催で実施した。2講座・5回実施。 - サークル公開講座 陶芸体験教室(3回)、サークル公開講座 藍のたたき染めに挑戦!(子ども対象:1回、親子対象:1回) ▶子どもとその保護者を対象として、ものづくりを体験する講座を実施した。2講座・2回実施。 - インクルーシブな社会をめざす講座・親子講座～みんなてのしくアート!(1回)、親子体験講座・身近なもので染めてみよう(1回) ▶地域課題を取り上げた子ども対象講座を実施した。1講座・3回実施。 - 中高生が企画する小学生向け防災講座 めざせ!防災マスター!!(3回) ▶中高生にボランティア体験の機会を提供した。3事業・14回実施。 - 夏の中学生ボランティア(SDGsサポーター編)(5回)、夏休み青少年ウィーク(1週間、7回)、芝久保公民館まつり(2日間、2回)	A	▶地域団体や地域人材を活用した子ども対象事業を実施する。 ▶子どもを対象として、ものづくりを体験する講座を実施する。 ▶青少年を対象とした地域課題を取り上げた講座を実施する。 ▶中高生に地域におけるボランティア体験の機会を提供する。
							▶社会を明るくする運動のあいさつ運動に協力する。 ▶地域のパトロール活動が広がっていくよう、働きかけを行う。 ▶保護司会への助成や社会を明るくする運動への協力を通じて、犯罪や非行防止の活動を支援する。	▶保護司会への助成や社会を明るくする運動への協力を通じて、犯罪や非行防止の活動を支援した。 ▶社会を明るくする運動のあいさつ運動に協力した。 ▶ふれまち住民懇談会ごとに、年に2回実施される地域合同パトロールに参加し、日常的な地域パトロール活動では、清掃やPRチラシの配布等と合わせて実施した。	A	▶保護司会への助成や社会を明るくする運動への協力を通じて、犯罪や非行防止の活動を支援する。 ▶社会を明るくする運動のあいさつ運動に協力する。 ▶地域のパトロール活動が広がっていくよう、働きかけを行う。
							第5条第7条	児童青少年課		
							第4条第13条	公民館		
							地域共生課			

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
		08	重2重4	【名称変更】R2～地域の人材発掘・養成・活用の推進 〔旧名称〕地域の人材発掘・養成・活用の推進(プレイリーダー・ファシリテーターとしての役割を担う人材を含む)〕	第4条第7条	地域共生課	▶ 都立高校への関わり方について検討する。 ▶ 小学校・中学校からの総合的な学習の時間への依頼に対し、登録ボランティア・ボランティア団体などと連携し、協力していく。 ▶ ボランティア活動啓発として「夏!体験ボランティア西東京2023」へ参加を促す。	▶ 都立高校の奉仕活動授業での講演依頼はなかった。 ▶ 小学校・中学校からの総合的な学習の時間への依頼に対し、福祉体験授業をボランティア団体や障がい当事者(盲導犬)の協力により実施し、児童・生徒へ学びの機会を提供した。 ▶ 「ボランティアのつどい」の中でボランティア体験コーナー設け、ボランティア活動に触れる機会を提供した。 ▶ 本年度は、校長会を通じての周知を行うことができなかった。	A	▶ 都立高校への関わり方について検討する。 ▶ 小学校・中学校からの総合的な学習の時間への協力依頼に対し、登録ボランティア・ボランティア団体などと連携し、協力していく。 ▶ ボランティア活動啓発として「夏!体験ボランティア西東京2024」へ参加を促す。
		09		各国の子どもが集える事業の検討	第7条	文化振興課	実施予定なし。	令和6年度より日本語を母語としない子どもが学習、相談及び交流できる地域の拠点として「多文化キッズサロン」を設置できるよう庁内関係部署や学校等と検討・調整を行った。	A	日本語を母語としない子どもが学習、相談及び交流できる地域の拠点として「多文化キッズサロン」を設置し、運営を行う。
		10		市報や市のホームページの子ども向け情報の充実	第13条	秘書広報課	引き続き、市の有する広報媒体を活用し、子ども向けの情報発信の充実に努める。	▶ 市報については、写真やイラストを用いるなどして、子どもたちが興味を持てるように努めた。また、科学コラムの記事などは、漢字にルビをふるなどして、読みやすくなるように工夫した。 ▶ ホームページについては、イベントやおすすめ記事など、通常の記事を分かりやすい言葉を使うなどし、キッズページへの掲載を積極的にするなど、情報が届くように工夫した。	A	▶ 引き続き、市の有する広報媒体を活用し、子ども向けの情報発信の充実に努める。 ▶ 市報の紙面の中で「子育て」欄を設けるなど、子育てに特化した情報提供をする。
		11		子どもに必要な情報を届けるしくみの整備	第13条	子育て支援課	▶ 市報・ホームページをはじめSNS等の広報媒体を活用し、効果的な情報発信に努める。 ▶ 子ども相談室が発行する「ほっとルーム通信」について、子どもに読みやすい内容となるよう心掛ける。 ▶ 市内在住の全小・中学生に配布するほか、市内の高等学校や公共施設等に配布を行う。	▶ キッズページの「なやみごと相談室」に子どもLINE相談のページを新設したほか、子ども相談室と子どもLINE相談について子どもの目に留まりやすいようにキッズページの新着情報に掲載した。 ▶ 子ども相談室が発行する「ほっとルーム通信」の掲載内容について子ども自身にヒアリングを行い、その結果を紙面に反映した。イラストを多用し、小学6年生までに学習する漢字を使用し漢字にはふりがなをつけて作成することで、子どもの読みやすいものとなるよう心掛けた。 ▶ 「ほっとルーム通信」は、市内在住の全小・中学生に配布したほか、市内の高等学校や公共施設に配布を行った。	A	▶ 市報・ホームページをはじめSNS等の広報媒体を活用し、効果的な情報発信に努める。 ▶ 子ども相談室が発行する「ほっとルーム通信」について、子どもに読みやすい内容となるよう心掛ける。 ▶ 「ほっとルーム通信」を市内在住の全小・中学生に配布するほか、市内の高等学校や公共施設等に配布を行う。
						文化振興課	▶ 令和5年度も配布・実施予定。 ▶ より広く情報を届けるしくみを引き続き検討する。	▶ やさしい日本語及び英語・中国語・ハングルによる生活便利帳の冊子を配布した。QRコードを活用するなど、より広く情報を届けることができた。 ▶ 市報から必要な情報を抜粋し、やさしい日本語及び英語・中国語・ハングルで毎月1回「くらしの情報」を発行した。	A	▶ 令和6年度も配布・実施予定。 ▶ より広く情報を届けるしくみを引き続き検討する。
		12		子ども向け情報提供方法の検討	第13条	秘書広報課	市報・ホームページをはじめSNS等の広報媒体を活用し、効果的な情報発信に努める。	▶ 子ども向けにイベントを情報発信する際には、ホームページのキッズページブランディングエリアを活用して、よりわかりやすく興味が持てるようなページ作りに努めた。 ▶ キッズページへの作成、リンクなど積極的に子ども向けに情報を提供するように広報連絡会議などで周知した。	A	市報・ホームページをはじめSNS等の広報媒体を活用し、効果的な情報発信に努める。
						教育企画課	引き続き子どもたちが読みやすく、興味を持てるような広報紙づくりを心掛けるとともに、子ども向けの次期教育計画概要版を作成予定	▶ 西東京の教育を年4回発行し、デザインやレイアウトについて興味を持てるような紙面づくりを行った。 ▶ 令和6年度からの教育計画を策定するにあたり、子どもにもわかりやすいように教育計画概要版「やさしい版」を作成した。	A	引き続き、興味を持てるような広報紙づくりに努める。教育計画概要版「やさしい版」を子どもたちに電子配布し普及、啓発に努める。
						教育指導課	西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、より児童生徒が授業に関連する内容を検索したり、検索した内容を活用したりできるような学習計画を立てるよう指導・助言する。	西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、より児童生徒が授業に関連する内容を検索したり、検索した内容を活用したりできるような学習計画を立てるよう指導・助言した。	A	西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、より児童生徒が授業に関連する内容を検索したり、検索した内容を活用したり、自ら学習計画を立てるよう指導・助言する。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
		13		有害情報からの子どもの保護	第11条	児童青少年課	引き続き、必要な情報が提供されるよう啓発活動の促進を図る。	東京都より配布されるリーフレット等による啓発活動や育成会への情報提供に努めた。	A	引き続き、必要な情報が提供されるよう啓発活動の促進を図る。
						教育指導課	西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、タブレットを活用を図り、情報活用能力の育成を図る。	西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、タブレットを活用を図り、情報活用能力の育成を図った。	A	西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、タブレットの更なる活用を図り、情報活用能力の育成を図る。
1-2-2 居場所づくり										
		01	重2重3	子ども参画ですすめる遊び場づくりの推進	第12条第13条	子育て支援課	▶ 市内での子どもの参画に係る取組状況を調査する。 ▶ 子ども施策推進本部内に子どもの参画検討部会を設置し、市内調査結果をもとに子どもの参画に係る手引を作成する。 ▶ 手引の内容を市内に周知することで取組を推進する。	▶ 市内での子どもの参画に係る取組状況を調査した。 ▶ 子ども施策推進本部内に子どもの参画検討部会を設置し、市内調査結果をもとに子どもの参画に係る手引(「子ども施策に対する子どもの意見を得るための手引」)を作成した。	A	令和5年度に作成した「子ども施策に対する子どもの意見を得るための手引」手引について職員を対象とした研修を実施し、内容を周知することで取組を推進する。
						みどり公園課	引き続き、泉小わくわく公園協議会と指定管理者が協働して、地域ニーズにあったイベント実施に取組む中で、高齢者から子どもまでが地域コミュニティーの場を創出するような取組みを検討していく。	泉小わくわく公園地域協議会と指定管理者が花壇活動協働活動やイベントの企画準備等について意見交換を行った。 多世代の人々が集う憩いと交流の場をつくり、公園の利活用の推進に繋げることができた。	A	多世代の人々が集う憩いと交流の場をつくり、意見交換できる機会を増やしていく。
		02		子ども参画による生涯学習事業の推進	第13条	児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえつつ、引き続き実施していく。	▶ 新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえ、音楽イベント等の規模の大きなイベントを実施した。 ▶ 中高生年代プロジェクトは、令和5年度に引き続き会場開催にて実施し、会場には参加者のほか一般客も来場する形で開催した。	A	継続して実施する。
		03	重4	児童館の再編成と機能の充実	第12条第13条	児童青少年課	エリア(圏域)を踏まえた再編の方針を踏まえ、引き続き具体的な計画を策定していく。	公共施設等総合管理計画の改定に併せて、実行計画の素案を作成し、エリア(圏域)を踏まえた再編の方針を公共施設等総合管理計画に包含させる形で完成させた。	A	児童館の再編整理及び学童クラブの過密化対策に向けた取り組みとして、公共施設等総合管理計画に基づく取り組みを進める。
		04	重5	青少年センター機能の充実	第12条第13条	児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえつつ、中高生年代に魅力のある企画を提案し、中高生年代が事業の運営に参加することで、青少年センター機能の拡充を図ると共に、特化型児童館としての利用率の向上を目指す。	中高生年代に魅力のある企画を提案し、中高生年代が事業の運営に参加することで、青少年センター機能の拡充を図ると共に、特化型児童館としての利用率の向上することができた。 また、中高生特化型児童館準備会を開催し、特化型児童館のあり方を中高生委員と共に検討することができた。	A	引き続き、中高生年代に魅力のある企画を提案し、中高生年代が事業の運営に参加することで、青少年センター機能の拡充を図ると共に、特化型児童館としての利用率の向上する。 また、中高生特化型児童館準備会を開催し、特化型児童館のあり方を中高生委員と共に検討する。
		05	重2重6	屋内外の居場所の充実	第12条	児童青少年課	▶ 児童館ランチタイムの実施館を拡充を検討する。 ▶ サマー子ども教室は、より多くの児童が参加できるように、定員を増やして実施することを検討する。	▶ 児童館ランチタイムの実施館を拡充を検討した。 ▶ サマー子ども教室は、より多くの児童が参加できるように、定員を増やして実施することを検討した。	A	▶ 児童館ランチタイムについては、全館実施する。 ▶ サマー子ども教室については、令和5年度の2校に1校を加えた、計3校で実施する。
						文化振興課	継続して実施する。	▶ 保谷こもれびホールの1階エントランスホールを学習や読書、団らん等で使用できるフリースペースとして活用した。 ▶ コール田無のロビーや2階のコミュニティルームを子どもたちの居場所・学習場所として活用した。	A	継続して実施する。
						スポーツ振興課	▶ スポーツセンター個人開放事業(バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球) ▶ 総合体育館個人開放事業(バスケットボール・バドミントン・卓球) ▶ きらっと個人開放事業(バスケットボール・ソフトバレーボール・バドミントン・卓球・社交ダンス) ▶ 屋外施設(向台グラウンド又は市民公園グラウンド)開放事業(サッカー) 上記の事業は指定管理者が実施予定	▶ スポーツセンター個人開放事業(バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球) ▶ 総合体育館個人開放事業(バスケットボール・バドミントン・卓球) ▶ きらっと個人開放事業(バスケットボール・ソフトバレーボール・バドミントン・卓球・社交ダンス) ▶ 屋外施設(市民公園グラウンド)で開放事業(サッカー)を実施 上記の事業は指定管理者が実施した。	A	▶ スポーツセンター個人開放事業(バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球) ▶ 総合体育館個人開放事業(バスケットボール・バドミントン・卓球) ▶ きらっと個人開放事業(バスケットボール・ソフトバレーボール・バドミントン・卓球・社交ダンス) ▶ 屋外施設(向台グラウンド又は市民公園グラウンド)開放事業(サッカー) 上記の事業は指定管理者が実施予定

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
		05	重 2 重 6	屋内外の居場所の充実	第12条	みどり公園課	「下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画」に基づき、引き続き、子どもたちも含めた市民の皆さんに、市内にある貴重な自然を活用してもらえるように検討していく。	「下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画」に基づき、年間24回の一般開放及び四季折々のイベントを年間4回行い、子どもたちにとっても地域の文化・自然を感じられる居場所として楽しめるような事業を実施した。	A	「下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画」に基づき、一般開放及び四季折々のイベントを行い、子どもたちも含めた市民の皆さんに、市内にある貴重な自然を活用してもらえるよう検討していく。
		06	重 4	学校等の活用による放課後の居場所の充実	第12条	児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえながら、引き続き連携していく。	- 各小学校での放課後子ども教室が、徐々に活発化されると同時に、学童クラブとの連携の機会も増加した。 - 学童クラブ在籍児童が利用できるよう社会教育課及び学校施設開放運営協議会と調整を行った。 - 放課後子ども教室の時間を使い「遊びの教室」を実施し、運営の活性化に協力をした。	A	引き続き社会教育課及び学校施設開放運営協議会と連携し、放課後の居場所について検討する。
		07	重 4	各地域に小さい拠点(居場所)づくりの推進	第4条 第5条 第7条 第12条	社会教育課	- 全小学校において放課後子供教室事業を推進し、学校施設を活用した子供の安全・安心な居場所の充実を図る。 - 学習活動の機会提供の実施校数を拡充するとともに、多様な団体と協働しながら実施していく。 - 放課後子供教室事業と地域生涯学習事業の事業目的や位置づけの整理を行いながら、市内小学校施設において、地域生涯学習を実施し、子供の居場所づくりに取り組む。	- 全小学校において放課後子供教室事業を推進し、学校市施を活用した子供の安全・安心な居場所の充実を図った。 - 放課後子供教室事業の一環として、「学習機会の提供事業」を全校で実施した。 - 放課後子供教室事業と地域生涯学習事業の事業目的や位置づけの整理を行いながら、市内小学校施設において、地域生涯学習事業を実施し、子供の居場所づくりに取り組んだ。	A	- 全小学校において放課後子供教室事業を推進し、学校施設を活用した子供の安全・安心な居場所の充実を図る。 - 学習活動の機会提供の実施校数を継続的に実施するとともに、多様な団体と協働しながら実施していく。 - 放課後子供教室事業と地域生涯学習事業の事業目的や位置づけの整理を行いながら、市内小学校施設において、地域生涯学習を実施し、子供の居場所づくりに取り組む。
		08	重 6	おとなの利用が中心となる施設に子どもの居場所併設の実施	第12条	総務課 危機管理課(R5年度～)	- 保谷庁舎については、令和4年7月から全面利用を再開した市民広場の利用とあわせて、令和5年9月以降は旧保谷庁舎跡地の一時広場開放も行う予定である。 - 田無庁舎については、引き続き子どもの遊び場確保が困難である。	- 保谷庁舎については、庁舎統合方針の見直しを踏まえ、暫定的な跡地活用までの期間を令和4年9月から旧保谷庁舎跡地も含めた市民広場を市民に一時開放しており、近隣保育所の子どもにはお散歩コースとして、健診に訪れる幼児などにも利用が定着しているほか、スポーツ競技・イベント利用等にも活用され子どもの参加も見られている。 - 田無庁舎については、庁舎自体には引き続き子どもの遊び場確保が困難であるため周辺施設も含めた敷地内での子どもの遊び場確保について検討を図る。	A	- 保谷庁舎については、自然を感じられる居場所として引き続き一時開放を継続する。 - 田無庁舎については、庁舎自体には引き続き子どもの遊び場確保が困難であるため周辺施設も含めた敷地内での子どもの遊び場確保について検討を図る。
						文化振興課	継続して実施する。	コール田無：ピッコロ広場(乳幼児交流施設)併設	A	継続して実施する。
						公民館	- コロナ禍の制限が解除され、公民館ロビーの子どもの利用が戻ってくるが予想されるので、子どもの居場所としての環境を整える。 - 引き続き、芝久保公民館で夜間個人学習支援試行事業を実施する。	- 全館のロビーは子どもも自由に利用できる空間であり、子ども同士の歓談や自主学習等が行われる居場所となっていたが、コロナ禍においては、机を一部撤去し、ロビー利用を制限していた。令和5年3月に、それを全面解除し、ロビーに机を設置するなどコロナ禍以前の状況に戻したことにより、全館で子どもの利用が戻った。柳沢・ひばりが丘・保谷駅前公民館は中高生を中心に利用されている。芝久保・谷戸公民館は、中高生に加えて小学生の利用も多い。なお、ひばりが丘公民館は、令和5年6月、印刷機の設置場所を変更して新たに学習可能なスペースを設けたが、その場所が利用されている。 - 芝久保公民館で夜間個人学習支援試行事業を実施した。 - 田無公民館ロビーの学習コーナーは中高生を中心に利用された。	A	- 令和5年度末において田無公民館ロビーのみ、公衆無線LAN(フリーWi-Fi)が整備されている。令和6年度に、他の5館のロビーにも公衆無線LAN(フリーWi-Fi)を設置し、子どもの居場所としての環境を整える。 - 引き続き、芝久保公民館で夜間個人学習支援試行事業を実施する。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
	1-2-2	09		【名称変更】R2～新・放課後子ども総合プランに基づく居場所の検討 (【旧名称】放課後子ども総合プランに基づく居場所の検討)	第12条	児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえながら、引き続き連携していく。	各小中学校での放課後子ども教室に学童クラブ在籍児童が利用できるよう社会教育課及び学校施設開放運営協議会と調整を行った。 また、放課後の居場所について社会教育課と検討を行った。	A	引き続き社会教育課及び学校施設開放運営協議会と連携し、放課後の居場所について検討する。
						社会教育課	今後においても学童クラブとの連携については、西東京市行動計画に基づき、連携校増加に努めていく。引き続き児童青少年課と連携しながら、連携校の拡大に取り組んでいく。	放課後子供教室と学童クラブとの連携については、一体型・連携型について、16校にて実施することができた。	A	今後においても学童クラブとの連携については、西東京市行動計画に基づき、連携校増加に努めていく。引き続き児童青少年課と連携しながら、連携校の拡大に取り組んでいく。
		10		子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興	第11条	文化振興課	▶市民まつりについては、西東京市民まつり実行委員会と連携し、子どもゾーンを新設する。 ▶その他の事業については、子どもを対象にした各事業を実施することにより、鑑賞機会や体験機会の充実を図ることに努める。	▶市民まつりについて、西東京市民まつり実行委員会と連携し、子どもたちがより楽しめるような新たな取組として、子どもゾーンとスポーツ体験ゾーンを新設した。 ▶保谷こもれびホールの指定管理者が、子どもたちを対象とした事業を9事業を実施し、2,721人が参加した。	A	継続して実施する。
						スポーツ振興課	▶10月(スポーツの日)に市民スポーツまつりを実施予定。 ▶秋に少年野球大会、少年サッカー大会を実施予定。 ▶6月・11月に早稲田大学野球教室を実施予定。 ▶2月にロードレース大会を実施予定。 ▶スポーツ推進委員主管事業として、7月に小学生ドッジボール大会3・4年生大会、2月に小学生ドッジボール大会5・6年生大会を実施予定。 ▶指定管理者主催事業として、親善ジュニア野球教室(夏季)スポーツフェスティバル(11月)、ジュニアサッカー教室(12月)、自主事業教室発表会(3月)にを実施予定。 ▶その他各種教室を通年で実施予定。	▶10月9日(スポーツの日)に市民スポーツまつりを実施(雨天のため屋内(総合体育館)で実施した。) ▶秋に少年野球大会、少年サッカー大会を実施 ▶6月・12月に早稲田大学野球教室を実施 ▶2月にリレーマラソン大会を実施 ▶スポーツ推進委員主管事業として、ドッジボール事業を7月に小学生3・4年生対象、2月に小学生5・6年生対象で実施。なお、新型コロナウイルス感染症が5類にはなったが、大会ではなく交流会形式で実施した。 ▶指定管理者主催事業として、予定していた東京ドーム親善ジュニア野球教室は都合により開催せず。11月に「スポーツフェスティバル」の実施、12月にFC東京による「ジュニアサッカー教室」、1月に「親子で工作」や「和文化体験」実施 ▶その他各種教室を通年で実施した。	A	▶10月(スポーツの日)に市民スポーツまつりを実施予定。 ▶秋に少年野球大会、少年サッカー大会を実施予定。 ▶6月・12月に早稲田大学野球教室を実施予定。 ▶2月にリレーマラソン大会を実施予定。 ▶スポーツ推進委員主管事業として、ドッジボール事業を7月に小学生3・4年生対象、2月に小学生5・6年生対象で実施予定。 ▶指定管理者主催事業として、親善ジュニア野球教室(夏季)スポーツフェスティバル(11月)、ジュニアサッカー教室(12月)等、自主事業を実施予定。 ▶その他各種教室を通年で実施予定。
						公民館	子ども及び子どもとその保護者を対象とした多様な事業を実施する。	▶子どもとその保護者対象 13事業・延べ32回実施 サークル公開講座 藍のたき染めに挑戦!(1回)※、人形劇フェスタin西東京(4回)※、小学生親子講座 落合川の観察会と壁面水族館づくり(2回)※、小学生親子料理講座(4回)※、小学生親子タ方講座 将棋が好きな小学生あつまれ!(6回)、小学生親子タ方講座 日本の伝統文化「茶の湯」を学ぶ(5回)、親子おたのしみ企画 ドキ土器考古学(2回)※、インクルーシブな社会をめざす講座・親子講座 みんなで楽しくアート!(1回)※、親子で楽しむ講座 谷戸セミナー(1回)※、親子で楽しむ講座 プラネタリウムシアター(2回)※、親子体験講座 激レアボードゲーム「カラム」で遊ぼう(1回)※、親子体験講座 身近なもので染めてみよう(1回)、親子講座 カヌレ型でできちゃう!かわいいカップケーキづくり&SNSにアップしよう(2回)※働いている保護者が参加可能な日時に実施 9事業・延べ18回実施 ▶青少年対象(青少年が企画等に参加した事業を含む) 11事業・延べ53回実施。 サークル公開講座 陶芸体験教室(3回)、サークル公開講座 藍のたき染めに挑戦!(1回)、中学生・高校生対象講座 K-POPを踊ろう!(19回)、夏の中学生ボランティア(SDGsサポーター編)(5回)、子ども体験講座 折り紙で立地作りに挑戦(2回)、子ども向け学習講座 あなたの睡眠、たりてますか?!(2回)、中高生が企画する小学生向け防災講座 めざせ!防災マスターⅢ(3回)、夏休み青少年ウィーク(1週間、7回)、高校生が考えた親に教えたい講座(1回)、あつまれ! みんなのけいおん講座(9回)、人権講座 子どもの権利を考える(1回)	A	子ども及び子どもとその保護者を対象とした多様な事業を実施する。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
		10		子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興	第11条	図書館	【課題】 YA世代が参加しやすい日程(開催時期・時間)とする調整等が課題である。 【取組予定】 ・一日図書館員 ・図書館バックヤードツアー ・児童向け参加型行事の実施 ・YA向けワークショップ文章教室 ・YA向け情報リテラシー講座	▶一日図書館員 参加者67名(小学生62名・中学生5名) ▶図書館バックヤードツアー 中央図書館(12月26日・12名参加) 谷戸図書館(12月27日・12名参加) ▶「おひざのうえてよみきかせ」～乳幼児保護者向け絵本講座～(全2回) 令和6年3月14日・3月21日実施・32名参加 ▶「わらべうたであそぼう～手ぶくろ人形も登場!」(全2回) 令和6年2月11日 30名参加 ▶親子で楽しむ人形劇 令和6年3月24日・28名参加 ▶「電子図書館deビブリオトーク★」令和6年3月3日・7名参加 ▶自由研究応援企画『自分だけの誕生日新聞をつくろう』 参加者34名(対象:小学4年生～中学3年生) ▶YA向けワークショップ「『伝わる』文章術、伝授します!!」 8月8日 13名(会場6名・Zoom7名)参加	A	【課題】 YA世代が参加しやすい日程(開催時期・時間)の調整 【取組予定】 ・一日図書館員 ・図書館バックヤードツアー ・児童向け参加型行事の実施 ・YA向けワークショップ「消しゴムはんこ教室」 ・YA向け「子ども電子図書館を使ったビブリオバトル」 ・児童・YA向け自由研究応援企画『自分だけの誕生日新聞をつくろう』
							新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえながら、引き続き実施していく。	▶新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえ、音楽関連事業を実施した。 ▶音楽練習室については基本的には人数制限をせずに、利用を受け入れた。	A	▶引き続き、音楽関連事業を実施する。 ▶音楽練習室については、利用者数を増やすため、効果的な利用申込方法を検討する。
		11		音楽練習室等活用の推進	第12条	児童青少年課		コール田無:ピッコロ広場(乳幼児交流施設)併設	A	継続して実施する。
						文化振興課	継続して実施する。		A	
		12	重6	図書館の子どもスペースの充実	第12条	図書館	引き続き、中高生のニーズを積極的に取り入れながら、新しい情報に留意し、資料の購入を進め、中高生が活用しようと興味・関心を持つ魅力ある書架づくりを継続する。	中央図書館では、保谷中学校の図書室と連携し、館内に同校図書委員会によるおススメ本の展示コーナーを設けた。 前期:令和5年10月21日～11月30日 後期:令和6年2月15日～3月31日 図書委員会の生徒による手書きのPOPと目を引く装飾で、魅力的なコーナーとなった。	A	引き続き、中高生のニーズを積極的に取り入れながら、新しい情報に留意し、資料の購入を進め、中高生が活用しようと興味・関心を持つ魅力ある書架づくりを継続する。
							1～5期おはなし会ボランティアを対象にフォローアップ講座を実施する。	1～5期おはなし会ボランティアを対象にフォローアップ講座を実施した。	A	年度当初は、1～5期へのフォローアップ講座を予定していたが、6期新規募集に変更予定
		13		【名称変更】R2～読み聞かせ実演者育成事業の推進	第7条	図書館		補助金の交付(ココスボ東伏見)や、市報やホームページを通じてクラブ(にしはらスポーツクラブ、ココスボ東伏見)の事業をPRするなど、両クラブの活動を支援する。	A	補助金の交付(ココスボ東伏見)や、市報やホームページを通じてクラブ(にしはらスポーツクラブ、ココスボ東伏見)の事業をPRするなど、両クラブの活動を支援する。
								新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえながら、引き続き実施していく。	A	継続して実施する。
		14		「総合型地域スポーツクラブ」事業の推進	第12条	スポーツ振興課	補助金の交付(ココスボ東伏見)や、市報やホームページを通じてクラブ(にしはらスポーツクラブ、ココスボ東伏見)の事業をPRするなど、両クラブの活動を支援する。	補助金の交付(ココスボ東伏見)や、市報やホームページを通じてクラブ(にしはらスポーツクラブ、ココスボ東伏見)の事業をPRするなど、両クラブの活動を支援した。	A	健康広場、芝久保運動場、市民公園グラウンドでの個人開放事業(指定管理者)を実施した。
							健康広場、芝久保運動場、市民公園グラウンドでの個人開放事業(指定管理者)を実施する。	健康広場、芝久保運動場、市民公園グラウンドでの個人開放事業(指定管理者)を実施した。	A	健康広場、芝久保運動場、市民公園グラウンドでの個人開放事業(指定管理者)を実施予定
		15		身近にボール遊びのできる場所の検討	第12条	児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえながら、引き続き実施していく。	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえながら、制限を緩和しつつ、多くの子どもが、安全にボール遊びを楽しめるよう工夫した。	A	継続して実施する。
						スポーツ振興課	健康広場、芝久保運動場、市民公園グラウンドでの個人開放事業(指定管理者)を実施する。	健康広場、芝久保運動場、市民公園グラウンドでの個人開放事業(指定管理者)を実施した。	A	健康広場、芝久保運動場、市民公園グラウンドでの個人開放事業(指定管理者)を実施予定
		16		身近にボール遊びのできる場所の検討	第12条	みどり公園課	引き続き、まり遊びについての周知に努めていく。	ルールを守って公園を利用してもらうため、看板設置などにより、まり遊びについて周知を行った。	A	引き続き、まり遊びについての周知に努めていく。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
2 おとな(親)になることを支える										
2-1 心身及び経済的な自立										
2-1	01			タバコ・違法薬物等・性感染症に対する正しい知識普及・啓発	第11条	健康課	歯科デジタル教材の活用により、児童・生徒がイメージを持ち、取り組みやすい口腔衛生について、継続実施する。	▶市内小学6年生を対象にしたがん教育において、タバコが健康におよぼす影響について講義し、正しい知識の普及・啓発に努めた。 ▶性感染症に関する正しい知識の普及・啓発に努めた。	A	▶がん教育をととして、タバコに関する正しい知識の普及啓発を引き続き実施する。 ▶性感染症に関する正しい知識の普及・啓発を引き続き実施する。
						教育指導課	▶小学校体育科の保健領域及び中学校保健体育科の保健分野においてタバコ・薬物・性感染症に係る指導の在り方について工夫及び改善を図る。 ▶セーフティ教室や薬物乱用防止教室の在り方を工夫・改善し、健全育成の一層の推進を図る。	▶小学校体育科の保健領域及び中学校保健体育科の保健分野においてタバコ・薬物・性感染症に係る指導の在り方について工夫及び改善を図った。 ▶セーフティ教室や薬物乱用防止教室の在り方を工夫・改善し、健全育成の一層の推進を図った。	A	▶小学校体育科の保健領域及び中学校保健体育科の保健分野においてタバコ・薬物・性感染症に係る指導の在り方について工夫及び改善を図る。 ▶セーフティ教室や薬物乱用防止教室の在り方を工夫・改善し、健全育成の一層の推進を図る。
	02	重5		社会的自立に困難を抱える子ども・若者を含む、子ども・若者に対する支援の検討	第9条	児童青少年課	協議会、専門部会を開催し、その中で活動テーマについての情報交換を行い、報告書を作成する。	▶第11期青少年問題協議会において、協議会、専門部会を開催し、その中で活動テーマについての情報交換を行い、報告書を作成した。 ▶報告書の関係各所への配布、ホームページへの掲載を行い、内容の啓発を行った。	A	第12期青少年問題協議会において、協議会、専門部会を開催し、その中で活動テーマについての調査、情報交換等を行う。
						児童青少年課	▶ひきこもりサポートネットの窓口を継続する。 ▶ひきこもりニート対策事業の主管課である地域共生課との連携を行う。 ▶児童館、学童を利用する中で発見された問題を抱える家庭について、教育機関や子ども家庭支援センターとの情報共有し、連携を行う。	▶ひきこもりサポートネットの窓口を継続した。 ▶ひきこもりニート対策事業の主管課である地域共生課との連携を行った。 ▶児童館、学童を利用する中で発見された問題を抱える家庭について、教育機関や子ども家庭支援センターとの情報共有し、連携を行った。	A	▶ひきこもりの所管については、健康福祉部地域共生課に移す。 ▶児童館、学童を利用する中で発見された問題を抱える家庭について、引き続き、教育機関や子ども家庭支援センターとの情報共有し、連携を行う。
	03	重7		青少年のしゃべる場の設定	第13条	児童青少年課	継続して実施する。	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえ、様々な機会をとらえて青少年が自分の考えや意見を言える場の提供に努めた。	A	継続して実施する。
	04	重7		【新規】R2～青少年月間における事業実施	第4条	児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえながら、継続して実施する。	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえ、音楽イベント等の規模の大きなイベントを実施した。	A	継続して実施する。
	05	重6		「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づく支援の検討	第10条	子育て支援課	学習支援検討部会にて子どもの居場所と学習支援の取組方針の改定案を検討、子ども施策推進本部にて方針の改定を決定する。	▶子ども施策推進本部及び学習支援検討部会で、令和4年度の子どもの居場所と学習支援の具体的な取組に係る評価と検証を行った。 ▶子どもの居場所と学習支援の取組方針を見直し、一部修正を行った。また、各課の居場所と学習支援の取組は第3次総合計画によって進捗管理を行うこととした。 ▶次期子育て・子育てワイワイプラン(令和7年度～令和16年度)の策定にあたり、包含される子どもの貧困対策計画の検討に必要な現状を把握するため、「子どもの生活実態調査」を実施した。	A	次期子育て・子育てワイワイプラン(令和7年度～令和16年度)に子どもの貧困対策計画を包含する形で検討し、策定する。
	06			入所施設退所後の支援の検討	第10条	子育て支援課	児童養護施設退所者への支援も検討する必要があるが、子どもから若者への切れ目のない支援に対応する部署が明確になっていないため、庁内での調整が必要である。	▶母子生活支援施設入所者に対し、退所後の自立を目標に支援を行った。 ▶児童養護施設退所後の相談があった場合は、福祉丸ごと相談窓口につないでいる。	B	児童養護施設退所者への支援も検討する必要があるが、子どもから若者への切れ目のない支援に対応する部署が明確になっていないため、庁内での調整が必要である。
	07			【名称変更】R2～学校教育全体を通して行うキャリア教育の推進 (【旧名称】学校の総合的な学習の時間等を活用した学習の推進)	第10条	教育指導課	▶特別活動を充実させる。また、中学校における職場体験学等の工夫や改善を図り、キャリア教育の一層の推進を図る。 ▶児童・生徒がキャリア・パスポートの活用を通して、自己を見つめるとともに生き方を考えることができるよう指導の工夫・改善を図り、キャリア教育の充実を行う。 ▶キャリア担当者連絡会等を活用し、情報交換していく。	▶特別活動を充実させ、中学校における職場体験学習等の工夫や改善を図り、キャリア教育の一層の推進を図った。 ▶児童・生徒がキャリア・パスポートの活用を通して、自己を見つめるとともに生き方を考えることができるよう指導の工夫・改善を図り、キャリア教育の充実を行った。 ▶キャリア担当者連絡会等を活用し、情報交換を行った。	A	▶中学校における職場体験学等の工夫や改善を図り、キャリア教育の一層の推進を図る。 ▶児童・生徒がキャリア・パスポートの活用を通して、自己を見つめるとともに生き方を考えることができるよう指導の工夫・改善を図り、キャリア教育の充実を行う。 ▶キャリア担当者連絡会等を活用し、各学校の情報交換していく。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
		08		乳幼児とふれあう場づくりの推進	—	幼児教育・保育課	職場体験の積極的な受入れを継続して行う。	職場体験などの受入れを行った。	A	職場体験の積極的な受入れを継続して行う。
						教育指導課	幼稚園、保育園との交流がより行えるよう年間指導計画の改善を図り、可能な限り交流を図っていく。	新型コロナウイルス感染症予防の中で、幼稚園、保育園との交流ができるよう年間指導計画の改善を図り、可能な限り交流を図った。	A	幼稚園、保育園との交流がより行えるよう年間指導計画の改善を図り、可能な限り交流を図っていくよう指導・助言を行う。
		09	重7	子ども・若者の成長を社会全体で支える地域・社会づくり	第4条第13条	児童青少年課	協議会、専門部会を開催し、その中で活動テーマについての情報交換を行い、報告書を作成する。	▶ 第11期青少年問題協議会において、協議会、専門部会を開催し、その中で活動テーマについての情報交換を行い、報告書を作成した。 ▶ 報告書の関係各所への配布、ホームページへの掲載を行い、内容の啓発を行った。	A	第12期青少年問題協議会において、協議会、専門部会を開催し、その中で活動テーマについての調査、情報交換等を行う。
						児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえながら、引き続き実施していく。	▶ 中高生年代プロジェクトは、令和5年度に引き続き会場開催にて実施し、会場には参加者のほか一般客も来場する形で開催した。 ▶ 育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会については、4年ぶりに実施することができた。	A	継続して実施する。
		10		【新規】R2～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える支援	—	地域共生課	保護司会への助成や社会を明るくする運動への協力を通じて、犯罪や非行防止の活動を支援する。	保護司会への助成や社会を明るくする運動への協力を通じて、犯罪や非行防止の活動を支援した。	A	保護司会への助成や社会を明るくする運動への協力を通じて、犯罪や非行防止の活動を支援する。
	2-2 他者への理解とおとなの役割									
		01		小中学校での性教育の充実	第11条	教育指導課	今年度の成果を受け、指定校の成果や取組を各学校に広めていく。	指定校の取組を基に各学校に広めた。	A	学しい指導要領に基づいた指導を保健・体育科で指導を行っていく。
		02		性の尊重に向けた支援事業の検討		健康課	継続して実施する。	関係機関と連携し、支援事業について検討していく。	B	啓発周知等の取組について、関係機関と検討を図る。
						子ども家庭支援センター	支援が必要なケースに関して、ケース検討会議等にて検討実施していく。	要保護児童対策地域協議会にて、支援が必要なケースに関して、ケース検討会議等にて検討実施した。	A	支援が必要なケースに関して、ケース検討会議等にて検討実施していく。
		03		若い親世代への支援の実施	第5条	幼児教育・保育課	子育てについて、気軽に相談できる体制を維持し、引続き支援を図る。	保育所における保育及び地域子育て支援センターの各種事業において、保育士、看護師、栄養士が専門的な支援を図った。	A	子育てについて、気軽に相談できる体制を維持し、引続き支援を図る。
						健康課	継続して検討するとともに、個別の必要性に対応する。	若年層の親たちが気軽に集い、意見交換し合えるような機会として、若年ママクラスを実施。	A	引き続き、若年層に対して、支援を実施する。
						子ども家庭支援センター	継続して実施する。	▶ 子育てひろばでは、親同士が気軽に話し合い、子育てに関する相談や情報交換ができる場の提供に努めた。 ▶ 若年妊婦や若い保護者等に対し、関係機関と連携した対応を実施した。	A	継続して実施する。
		04		中学生のためのボランティア事業の推進	第13条	地域共生課	「夏!体験ボランティア」を開催し、ボランティア体験の機会を提供する。	▶ 「夏!体験ボランティア西東京2023」を実施した。活動先でボランティア体験をする機会の提供と、自宅などで作業するボランティア活動の取り組みの提供をした。 ▶ 「ボランティアのつどい」の中でボランティア体験コーナー設け、ボランティア活動に触れる機会を提供した。	A	「夏!体験ボランティア」を開催し、ボランティア体験の機会を提供する。
						児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえながら、引き続き実施していく。	育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会については、4年ぶりに実施することができた。	A	継続して実施する。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
2-2		05		高校生、大学生のボランティア活動支援事業の推進	第13条	地域共生課	▶「夏!体験ボランティア」を開催し、ボランティア体験の機会を提供する。 ▶ボランティア活動の情報提供を充実させ、様々な活動へのきっかけとなるよう取り組む。	▶「夏!体験ボランティア西東京2023」を実施した。活動先でボランティア体験をする機会の提供と、自宅などで作業するボランティア活動の取り組みの提供をした。 ▶「ボランティアのつどい」の中でボランティア体験コーナー設け、ボランティア活動に触れる機会を提供した。 ▶ボランティア活動をしたい相談者に、ボランティア登録の上、活動を調整した。	A	▶「夏!体験ボランティア」を開催し、ボランティア体験の機会を提供する。 ▶ボランティア活動に関する情報提供を充実させ、様々な活動への参加のきっかけとなるよう取り組む。
		06		インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実	第13条	幼児教育・保育課	実習生の受入れを継続し、さらに夏季臨時職員募集を案内し充実を図る。	保育士及び栄養士実習や武蔵野大の小児看護学実習の受入れを行った。	A	実習生の受入れを継続し、さらに夏季臨時職員募集を案内し充実を図る。
						児童青少年課	継続して実施する。	各児童館での実習生受入を行った。	A	継続して実施する。
		07		ボランティア活動の機会の充実	第5条第7条	子育て支援課	子育てハンドブックを作成し、子育てサークルの活動や子育てに関連するボランティア活動の情報を提供する。	子育てハンドブックを作成し、子育てサークルの活動や子育てに関連するボランティア活動の情報を提供した。	A	子育てハンドブックを作成し、子育てサークルの活動や子育てに関連するボランティア活動の情報を提供する。
						地域共生課	▶「夏!体験ボランティア」を開催し、ボランティア体験の機会を提供する。 ▶ボランティア活動に関する情報提供を充実させ、様々な活動へのきっかけとなるよう取り組む。	▶「夏!体験ボランティア西東京2023」を実施した。活動先でボランティア体験をする機会の提供と、自宅などで作業するボランティア活動の取り組みの提供をした。 ▶「ボランティアのつどい」の中でボランティア体験コーナー設け、ボランティア活動に触れる機会を提供した。 ▶ホームページや広報紙でボランティア活動に関する情報を提供した。	A	▶「夏!体験ボランティア」を開催し、ボランティア体験の機会を提供する。 ▶ボランティア活動に関する情報提供を充実させ、様々な活動への参加のきっかけとなるよう取り組む。
		08		ボランティア保険等の加入の促進	第5条第7条	地域共生課	▶ボランティア保険、行事保険について、広報紙、ホームページにて情報発信する。 ▶保険について、加入窓口を担っているが、保険取扱い者でないために保険の詳細の説明は禁じられている。	ボランティア保険、行事保険について、広報紙、ホームページにて情報発信した。(加入者数:3,315名)	A	▶ボランティア保険、行事保険について、広報紙、ホームページにて情報発信する。 ▶保険について、加入窓口を担っているが、保険取扱い者でないために保険の詳細の説明は禁じられている。
		09		コミュニケーション力育成プログラムの検討	第13条	児童青少年課	継続して実施する。	中高生年代プロジェクトは、令和5年度に引き続き会場開催にて実施し、会場には参加者のほか一般客も来場する形で開催した。	A	継続して実施する。
		10		特化型児童館での地域若者交流事業の検討	第13条	児童青少年課	継続して実施する。	中高生年代プロジェクトは、令和5年度に引き続き会場開催にて実施し、会場には参加者のほか一般客も来場する形で開催した。	A	継続して実施する。
		11		地域行事等の活発化による子ども参加の推進	第13条	児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえ、引き続き、子どもたちが参加しやすい地域行事の活動を支援していく。	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえ、子どもたちが参加しやすい地域行事の活動を支援した。	A	引き続き、子どもたちが参加しやすい地域行事の活動を支援していく。
						文化振興課	▶市民まつりについては、西東京市民まつり実行委員会と連携し、子どもゾーンを新設する。 ▶その他の事業については、引き続き子どもを対象とした文化芸術振興事業を実施することにより、子どもの参加の推進を図る。	▶市民まつりについて、西東京市民まつり実行委員会と連携し、子どもたちがより楽しめるような新たな取組として、子どもゾーンとスポーツ体験ゾーンを新設した。 ▶保谷こもれびホールの指定管理者が、子どもたちを対象とした事業を9事業を実施し、2,721人が参加した。	A	継続して実施する。
						スポーツ振興課	10月に市民スポーツまつりを実施予定	10月9日(スポーツの日)に市民スポーツまつりを実施。新型コロナウイルス感染症流行前の規模で実施予定だったが、当日は降雨のため、屋内(総合体育館)で実施した。	A	10月に市民スポーツまつりを実施予定
						社会教育課	昨年度に引き続き「縄文の森の秋まつり」の実施を行い、子ども参加の推進を図る。	令和5年10月8日、第17回縄文の森の秋まつりを現地開催した。下野谷遺跡の周知を目的とし、遺跡公園を活用し、専門家による下野谷遺跡から出土した遺物等の解説、縄文時代に関連した手芸や体験、実演の場を設け、約1,300名の来場者を記録した。 歴史的・文化的環境資源としての遺跡について子どもが楽しみながら学習・体験できるように努めた。	A	引き続き「縄文の森の秋まつり」の実施を行い、子ども参加の推進を図る。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
		12		【新規】R2～情報リテラシーの育成と情報モラル教育の充実	第11条	教育指導課	▶ GIGAスクール推進教師研修会等で情報モラルについて研修や情報共有を行い、一層の充実を図る。 ▶ 道德教育の充実を図り、情報モラルについても理解を深める。	▶ GIGAスクール推進教師研修会等で情報モラルについて研修や情報共有を行い、一層の充実を図る。 ▶ 道德教育の充実を図り、情報モラルについても理解を深めた。	A	▶ GIGAスクール推進教師研修会等で情報モラルについて研修や情報共有を行い、一層の充実を図る。 ▶ 道德教育の充実を図り、情報モラルについても理解を深める。
3 子育て家庭の支え合い										
3-1 子育て意識の育成										
	01			父親の育児参加の推進	第5条	健康課	実施内容を検討し、妊婦とそのパートナーが協力して出産・いくじにのぞめるようプログラムを調整し実施を継続する。	2日制の両日ともにパートナーも参加できる体制で実施。父親のみ、母親のみに分かれて交流する場を設定し、父親同士のつながりを機会をつくった。ファミリー学級24回(12コース)実施。	A	妊婦とパートナーが一緒に出産と育児にのぞめるよう、事業の実施方法を工夫しながら、継続して実施する。
						子ども家庭支援センター	令和5年度の実施に向け、父親も参加しやすい内容を検討する。	父親支援事業は「広場であそぼう」として再開し、内容を父親が参加しやすい、作品を作ったり、その工作の要素を取り入れた遊びを年4回実施した。	A	継続して実施する。
						協働コミュニティ課	男女平等推進センター事業及びバリエタマツリでのパパ向けの子育て講座の実施や、情報誌などを活用して啓発を行う。	バリエタマツリにおいて、父親向けバレーンアート講座や、父親の育児に関する講座を開催した。	A	男女平等推進センター事業及びバリエタマツリでのパパ向けの子育て講座の実施や、情報誌などを活用して啓発を行う。
						公民館	▶ 保育付きの連続講座の中で、母親と一緒に父親も参加する回を設ける。 ▶ 父親も参加可能な日時に、子どもとその保護者を対象とした事業を実施する。	▶ 連続講座の中で、日曜日に学習支援保育を行うことにより夫婦で参加できる回を設けた保育付き講座を実施。2講座・夫婦で参加可能な回・延べ4回 - 乳幼児をもつ母親のための講座(全14回)、子育て中の人のための講座 ママもパパも楽しくワークライフバランス(全9回) ▶ 働いている保護者も参加可能な日時に父親と子どもを対象とした事業を実施。1講座・4回 - 小学生親子料理講座 子育て中の男性あつまれ! パパッと、ごちそうレシピ!(4回) ▶ 父親が参加可能な日時(土・日曜日、祝日、夜間)で、子どもとその保護者を対象とした事業を実施。8事業・延べ14回実施。 - サークル公開講座 藍のたたき染めに挑戦!(1回)、人形劇フェスタ in 西東京(4回)、小学生親子講座 落合川の観察会と壁面水族館づくり(2回)、親子おたのしみ企画 ドキ土器考古学(2回)、インクルーシブな社会をめざす講座・親子講座 みんなで楽しくアート!(1回)、親子で楽しむ講座 谷戸セミナー(1回)、親子で楽しむ講座 プラネタリウムシアター(2回)、親子体験講座 激レアボードゲーム「カロム」で遊ぼう(1回) ▶ 父親が参加可能な日時で子育てや教育に関する講座を実施 3講座・延べ6回実施。 - 子どもの課題を考える講座(1回)、人権講座 子どもの権利を考える(1回)、社会問題講座 子どもの居場所づくりから見てきた、子どもと共に歩むということ(4回)	A	▶ 保育付きの連続講座の中で、母親と一緒に父親も参加する回を設ける。 ▶ 父親と子どもを対象とした事業を実施する。 ▶ 父親も参加可能な日時に、子どもとその保護者を対象とした事業を実施する。
	02			子育て意識の啓発の推進	第5条	子ども家庭支援センター	継続して実施する。	「しつけ」の後押し事業として、子育て広場で「いやいや期は親と子の成長期」題して、前年度とやり方を変更し子育てひろば職員と子ども家庭支援センターの職員と親子で交流をしながら話し合う形式で実施した。20名の参加があった。	A	今年度は7月から隔月で実施する。
						協働コミュニティ課	男女平等推進センター事業及びバリエタマツリでのパパ向けの子育て講座の実施や、情報誌などを活用して啓発を行う。	男女平等推進センター事業において、子育てに関する講座を複数回開催し、子育て中の親が参加した。	A	男女平等推進センター事業及びバリエタマツリでのパパ向けの子育て講座の実施や、情報誌などを活用して啓発を行う。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
3-1		02		子育て意識の啓発の推進	第5条	公民館	子育てに関する講座を実施する。	▶子育てや教育に関する講座を実施。13講座・延べ99回実施。(前記【家庭教育支援事業の推進】参照) ▶連続講座の中で、日曜日に学習支援保育を行うことにより夫婦で参加できる回を設けた保育付き講座を実施。2講座・夫婦で参加可能な回:延べ4回(前期【父親の育児参加の推進】参照) ▶働いている保護者も参加可能な日時に、子どもとその保護者を対象とした事業を実施。9事業・延べ18回実施。(前記【父親の育児参加の推進】参照)	A	保護者や地域の大人を対象として、子育てや教育、子どもにかかわる課題に関する講座等を実施する。
				【名称変更】R2～子育てに関する情報提供の方法の検討 〔旧名称〕父親への子育てに関する情報提供の方法の検討	第5条	健康課	継続して実施する。	西東京市子育て応援アプリ「いこいこ」の活用や、各事業の場面等で子育てに関する情報提供に努めた。	A	子育て世代が情報を得やすい方法を検討しつつ、アプリや事業の場で情報提供を実施する。
						子育て支援課	子育てハンドブックを作成し、情報提供を行う。	子育てハンドブックを作成し、情報提供を行った。	A	子育てハンドブックを作成し、情報提供を行う。
				【名称変更】R2～育児休業啓発の実施 〔旧名称〕育児休業相談・啓発の実施	第5条	協働コミュニティ課	東京都と連携しながらセンター内での事業紹介や情報提供に務める。また、「情報誌バリエ」などを通して情報提供を行う。	▶男女平等推進センターパリエの窓口に育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法2023」(編集:東京都産業労働局)を産業振興課の依頼により設置・配布した。 ▶東京ウイメンズプラザ発行の育児休業制度などが掲載された「パパとママが描くみらい手帳」を、パリエにて設置・配布した。	A	東京都と連携しながらセンター内での事業紹介や情報提供に務める。また、「情報誌バリエ」などを通して情報提供を行う。
				子育てによる離職者の再雇用制度に対する情報提供の充実	第5条	産業振興課	①就職面接会&対策セミナー 7月 ②就職支援セミナー 10月 ③地域連携型就職面接会in西東京 1月	①就職面接会&対策セミナー 7月14日(金) ②就職支援セミナー 6月7日(水)～9日(金) 10月4日(水)～6日(金) ③地域連携型就職面接会in西東京 令和6年1月19日(金) ※保育サービスは、利用実績なし。	B	①就職面接会&対策セミナー 6年7月12日(金) ②就職支援セミナー 6月5日(水)～7日(金) 10月2日(水)～4日(金) ③地域連携型就職面接会in西東京 令和7年1月23日(木)
						協働コミュニティ課	女性活躍応援事業等で女性活躍推進をテーマにした講座を実施する。	▶東京都の事業を男女平等推進センター内で紹介した。 ▶女性活躍応援事業として、再就職を考えている市民向けのシリーズ講座を開催した。	A	女性活躍応援事業等で女性活躍推進をテーマにした講座を実施する。
		06	重8	栄養・食生活に関する教育・相談の実施	第5条第11条	健康課	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら今後も事業の継続に努める。	▶離乳食講習会18回実施。 ▶集団健診や相談事業で栄養士による情報提供や相談支援を実施した。	A	▶離乳食講習会を継続して実施する。 ▶栄養士による情報提供や相談支援を継続して実施する。
						幼児教育・保育課	子育てが家庭が気軽に利用できるよう講習会や相談事業を継続して実施する。	地域子育て支援センターを中心に、離乳食講習会を実施した。講習会以外では、利用者の相談に栄養士や看護師、保育士が対応を図った。	A	子育てが家庭が気軽に利用できるよう講習会や相談事業を継続して実施する。
		07		地域や家庭における食育の推進	第4条第11条	健康課	継続して実施する。	健康課、保育園、小学校の栄養士からなる西東京市栄養士連絡会において情報共有等を実施し、各施設で食育事業を展開した。	A	継続して実施する。
						幼児教育・保育課	引続き事業を継続し、食育の推進を図る。	保育所及び地域子育て支援センターにおいて、相談や情報提供を行い、試食会や食に関する講習会を実施するなど食育の推進を図った。	A	引続き事業を継続し、食育の推進を図る。
						産業振興課	「親子で収穫祭」を実施予定。	「親子で収穫祭」を実施。	A	「親子で収穫祭」を実施予定。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
		07		地域や家庭における食育の推進	第4条第11条	学務課	▶めぐみちゃんメニュー事業については、産業振興課と連携しつつ、今後も可能な限り地場農産物を活用していくとともに、食への興味・関心を高める取組を継続していく。 ▶地場産農産物生産者との納入契約を教育委員会で一括して行うとともに、農産物の種類や収穫予定時期についての生産者からの情報を集約し各学校へ情報提供することにより、地場農産物をより多く学校給食に取り入れることができるよう工夫する。	▶地場産農産物を通した食への興味・関心を高めるために、産業振興課と連携しためぐみちゃんメニュー事業を継続して行った。 ▶地場産農産物の積極的活用に向けて、地場産農産物生産者と栄養士との意見交換会の開催、学校給食でのめぐみちゃんメニューの提供など、地場産農産物を通した食への興味・関心を高める取組を実施したことに加え、教育委員会で地場産農産物生産者との納入契約を一括で行うとともに、学期ごとに作付けした農産物の種類や収穫予定時期について生産者からの情報を集約し各学校へ情報提供することにより、地場産農産物をより多く学校給食に取り入れることができるよう工夫を行った。その結果、献立作成時に地場産農産物をより多く取り入れる機会につながった。	A	▶地場産農産物生産者との納入契約を教育委員会で一括して行うこと及び各学期ごとの作付けの情報共有を継続し、学校給食に、より多くの地場産農産物を取り入れることができるようにする。 ▶地場産農産物生産者と栄養士との意見交換会を開催し、令和7年度の給食費公会計化に向けての情報共有等を通じて、栄養士や地場産農産物生産者のそれぞれの視点から意見をいただき、地場産農産物を通した食への興味・関心を高められるよう取り組んでいく。
							2歳の相談会については、実施方法を検討しつつ、発育・発達への不安も高まる時期であることから、発達支援係とも連携を図りながら、ニーズへの対応を考える。	▶妊婦面談やファミリー学級、相談会や健診の機会等で、育児に関する情報提供や相談支援を実施した。 ▶家庭訪問等の様々な場面で、育児に不安を抱える産婦やその家族に対して丁寧に支援を行った。	A	子育てに関する情報提供や、学習機会の提供等、引き続き実施する。
						幼児教育・保育課	継続して実施する。	地域子育て支援センターを中心に、子育て関連講座の事業を実施し、支援を図った。	A	継続して実施する。
						子ども家庭支援センター	継続して実施する。	西東京市私立幼稚園連絡協議会と共催し、子育て世代の保護者を対象とした講演会「「愛されている」そう思う子に育ってほしい～子育ては親子の体験です～」をタクトホームこもれびGRAFAREホールで実施し、79名の参加があった。	A	継続して実施する。
		08	重8重13	子育てに関する学習機会の充実	第5条	公民館	▶学習支援保育の実施により、育児期の女性の仲間づくりを支援する。 ▶子どもの成長に応じて保護者を対象とした講座を実施する。	▶継続的な学習活動を行う自主グループに対して、申請に基づき、学習支援保育を実施。対象:9グループ 延べ120回 ▶子育てや教育に関する講座を実施。13講座・延べ99回実施。うち学習支援保育付き講座:9講座、延べ85回実施。(前記【家庭教育支援事業の推進】参照)	A	▶学習支援保育の実施により、育児期の女性の仲間づくりを支援する。 ▶保護者や地域の大人を対象として、子育てや教育、子どもにかかわる課題に関する講座等を実施する。
						子育て支援課	子ども条例市民講座を開催するほか、ルピナスまつりなどのイベントに参加することで子ども条例について市民に対し広く普及啓発を行う。	▶子ども条例市民講座を開催し、子ども条例について市民へ周知啓発を行った。 ▶市民まつり、ルピナスまつりなどのイベントに参加することで子ども条例について市民に対し広く普及啓発を行った。	A	子ども条例市民講座を開催するほか、市民まつり、ルピナスまつりなどのイベントに参加することで子ども条例について市民に対し広く普及啓発を行う。
						幼児教育・保育課	引続き各種事業を通じて、地域の子育て意識の醸成を図っていく。	地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する講習会、交流事業等を通じて子育て意識の醸成を図った。	A	引続き各種事業を通じて、地域の子育て意識の醸成を図っていく。
						児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえながら、引き続き実施していく。	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえ、大きな事業も再開し、乳幼児サークルの活動についても実施した。	A	継続して実施する。
		09		地域の子育て意識の醸成	第6条第7条					
		10		ワーク・ライフ・バランスを事業者へ普及する方策の検討	第5条	協働コミュニティ課	▶男女平等推進センター事業等でワーク・ライフ・バランスをテーマにした講座を実施する。 ▶東京都主催のワーク・ライフ・バランス講座の後援、共催を実施する。 ▶情報誌「パリテ」等で、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行う。	▶パリテまつりにおいて、父親向けパルーンアート講座や、父親の育児に関する講座を開催した。 ▶センターパリテの窓口に育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法2023」(編集:東京都産業労働局)を産業振興課の依頼により設置・配布した。 ▶各自治体で作成した講座のチラシや情報誌を設置し、情報提供に努めた。	A	▶男女平等推進センター事業等でワーク・ライフ・バランスをテーマにした講座を実施する。 ▶東京都主催のワーク・ライフ・バランス講座の後援、共催を実施する。 ▶情報誌「パリテ」等で、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行う。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
3-2 支え合いの場の充実										
	01			子育ての仲間づくり、子育てNPO・グループ等の支援の充実	第5条 第7条	幼児教育・保育課	各種事業を通じて、仲間づくりの支援を図っていく。	地域子育て支援センターにおいて、交流や講座を通じて仲間づくりの支援を図った。	A	各種事業を通じて、仲間づくりの支援を図っていく。
						児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえながら、引き続き実施していく。	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえ、大きな事業も再開し、乳幼児サークルの活動についても実施した。	A	継続して実施する。
						子ども家庭支援センター	継続して実施する。	▶ 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を図りながら、2か所の子育てひろばで気軽に集える親子の交流の場を提供した。 ▶ 登録している子育てサークル・団体に対し、住吉会館にある子育てグループ活動室の貸し出しを行った。 ▶ 住吉小学校の育成会わかば、住吉小学校、地域で活動している団体、住吉会館が連携し、地域の子どもや大人が参加し楽しむルピナスまつりを10月8日に開催し、762人が参加した。	A	継続して実施する。
						協働コミュニティ課	▶ 引き続き、子育て分野の活動しているNPO等が市民活動に参加しやすい環境の充実を図るため、市民協働推進センター「ゆめこらぼ」を活用していく。 ▶ NPO市民フェスティバルや子育てフェスタ等を生かして、市内子育て関係団体の連携を強化していく。	▶ 市民協働推進センター「ゆめこらぼ」のホームページや情報誌、NPO市民フェスティバル等を通じて、子育て分野のNPO等の情報提供やPRに取り組んだ。 ▶ 子育てフェスタ実行委員会を支援することで、市内子育て支援団体の連携を促進した。	A	▶ 引き続き、子育て分野の活動しているNPO等が市民活動に参加しやすい環境の充実を図るため、市民協働推進センター「ゆめこらぼ」を活用していく。 ▶ NPO市民フェスティバルや子育てフェスタ、市民協働企画提案事業等を生かして、市内子育て関係団体の連携を強化していく。
						地域共生課	▶ 市内の子ども食堂、子どもの居場所づくり、対象を限定した子育て支援活動などにも目を配り、活動への参加やつながり作りを通して、活動支援を行っていく。 ▶ フードドライブについてもより一層の周知、広報に努める。	▶ 市内の子ども食堂を訪問し、つながり作りや運営に関する相談、支援を行った。 ▶ 子どもに関わる居場所活動を訪問。状況を把握し、団体との関係づくりを行った。また、運営者や参加者の親族からの相談に応じた。 ▶ 子育て支援を行っている市民グループの活動を訪問し、運営支援及び情報提供を行った。 ▶ フードドライブについては、関係部署と連携し、事業の広報や食品寄付の相談に対応した。	A	▶ 市内の子ども食堂、子どもの居場所づくり、対象を限定した子育て支援活動などにも目を配り、活動への参加やつながり作りを通して、活動支援を行っていく。 ▶ 子育て支援を行っている市民グループの活動を訪問し、適切な情報提供を通して、運営支援を行っていく。 ▶ フードドライブについてもより一層の周知、広報に努める。
	02	重10		子ども総合支援センターにおける子育てグループの活動場所の充実と活動の推進	第7条	子ども家庭支援センター	継続して実施する。	▶ 登録している子育てサークル・団体に対し、子育てグループ活動室を提供し、活動継続を支援した。 ▶ 子育てグループ活動室利用団体に対して、子育てハンドブックにサークル情報の掲載を行った。	A	継続して実施する。
						幼児教育・保育課	引続き事業を継続し、関係課と連携しながら充実を図る。	▶ 地域子育て支援センターにおいて、広場開放及び子育て支援に係る事業を実施した。 ▶ 児童館との連携事業も行い充実を図った。	A	引続き事業を継続し、関係課と連携しながら充実を図る。
	03			子育てひろば事業の充実	第5条	児童青少年課	継続して実施する。	児童館での子育てひろば事業を実施し、親子で参加できるイベントの開催を通じて、同世代の親子との交流を支援した。	A	継続して実施する。
						子ども家庭支援センター	継続して実施する。	市内2か所の子育て広場において、3歳までの乳幼児とその保護者に、絵本事業等28回実施。 そのほか、子育て広場職員による子育て支援事業等を実施した。	A	継続して実施する。
						幼児教育・保育課	継続して園庭開放を実施する。	各園での園庭開放、地域子育て支援センターでのひろば開放を行い、子育て中の親子が自由に利用できる時間を設け、交流の場の提供を図った。	A	継続して園庭開放を実施する。
	04			保育園園庭開放の推進	第5条	幼児教育・保育課	継続して園庭開放を実施する。	各園での園庭開放、地域子育て支援センターでのひろば開放を行い、子育て中の親子が自由に利用できる時間を設け、交流の場の提供を図った。	A	継続して園庭開放を実施する。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
3-2	05			幼稚園、保育園における子育てに関する学習の機会の推進	第5条	子ども家庭支援センター	継続して実施する。	西東京市私立幼稚園連絡協議会と共催し、子育て世代の保護者を対象とした講演会「愛されている」そう思う子に育ってほしい～子育ては親子の体験です～」をタクトホームこもれびGRAFAREホールで実施し、79名の参加があった。	A	継続して実施する。
						幼児教育・保育課	関係課と連携を図りながら、各種講習会を継続して実施する。	地域子育て支援センターによる「赤ちゃんのつらい」、「離乳食講習会」等を関係課と連携を図りながら実施した。また、保育園では地域講座・試食会等をととして情報を提供した。	A	関係課と連携を図りながら、各種講習会を継続して実施する。
		重8重13		育児・子育て相談事業の充実	第4条第5条	健康課	家庭訪問に加え、様々な機会を通して、相談できるよう努める。	訪問相談や電話相談、面接等により、必要時に相談できる体制を整え、支援の実施に努めた。	A	育児や子育ての相談がしやすい取組について、検討しつつ引き続き実施する。
						幼児教育・保育課	関係機関と連携し、相談事業の充実を図る。	関係機関(健康課、子ども家庭支援センター)との連携を基に、地域子育て支援センター利用の保護者だけでなく、広く相談事業を行った。また、利用者支援に係る相談についても対応した。切れ目ない支援のために要保護児童対策地域協議会の未就学部会を実施した。	A	関係機関と連携し、相談事業の充実を図る。地域子育て支援センターから遠いエリアでも、相談事業を実施する。
						児童青少年課	継続して実施する。	育児・子育ての相談が出来る環境を整えることが出来た。	A	継続して実施する。
						子ども家庭支援センター	継続して実施する。	♫のどか広場、ピッコロ広場を含む子ども家庭支援センターの窓口や電話等により、子育てに関する相談に対応した。	A	継続して実施する。
		重9		相談に関する情報提供の充実	第5条	健康課	情報提供の継続する。	アプリの情報内容を随時更新し、関係部署との連携も図りつつ、妊娠出産、子育ての情報について提供できる体制整備を継続した。	A	情報を得やすいツールや機会の活用し、継続して実施する。
						幼児教育・保育課	広く情報提供を行い、充実を図る。	♫ホームページやリーフレット、チラシ、地域子育て支援センターで作成した動画、SNS等により情報発信を行い、子育て支援の情報を提供した。 ♫乳幼児に係る公的機関を案内する資料を作成し、地域子育て支援センターに設置した。	A	広く情報提供を行い、充実を図る。
						子ども家庭支援センター	継続して実施する。	♫市報、ホームページ、リーフレット、子育てハンドブック等で子育て支援関連の情報を提供した。 ♫保護者向けリーフレットを配布し、子供家庭相談窓口の周知に努めた。 ♫関係機関への巡回訪問を通じて、相談先に関する情報提供を実施した。	A	継続して実施する。
		08		子育て相談担当者の研修事業の充実	第6条	健康課	子育て支援も変化していることから、引き続き研修参加していく。	オンライン研修含め、外部研修への参加の他、症例検討会等を実施した。	A	多様な相談に対応できるよう、継続して実施する。
						幼児教育・保育課	内外各種研修に参加し、人材育成を図る。	♫子育て支援の専門研修を受講し、人材のスキルアップを図った。 ♫地域の子育て相談担当者向けの研修を開催した。	A	内外各種研修に参加し、人材育成を図る。
						子ども家庭支援センター	継続して実施する。	関係機関向けに児童虐待防止支援員養成講座やテーマ別研修を開催した。	A	継続して実施する。
		09	重9	子育て家庭への情報提供の充実	第5条	秘書広報課	より効果的な情報提供ができるように、SNSの活用を推進する。	SNSを積極的に活用した。LINEのセグメント配信を活用することで、子育て情報をピンポイントで届けるなど、効果的に情報を提供できるように努めた。	A	より効果的な情報提供ができるように、SNSの活用を推進する。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
		09	重9	子育て家庭への情報提供の充実	第5条	子育て支援課	子育てハンドブックを作成し、保育施設及び幼稚園利用者等に配布及びホームページに掲載することで情報提供を行う。	子育てハンドブックを作成し、保育施設及び幼稚園利用者等に配布及びホームページに掲載することで情報提供を行った。	A	子育てハンドブックを作成し、保育施設及び幼稚園利用者等に配布及びホームページに掲載することで情報提供を行う。
						幼児教育・保育課	広く情報提供を行い、充実を図る。	▶ ホームページやリーフレット、チラシ等により情報発信を行い、子育て支援の情報を提供した。 ▶ 離乳食の作り方や手の洗い方などの動画配信を行った。	A	広く情報提供を行い、充実を図る。
		10		外国語による広報活動の充実	—	文化振興課	▶ 令和5年度も配布・実施予定。 ▶ より広く情報を届けるしくみを引き続き検討する。	▶ やさしい日本語及び英語・中国語・ハングルによる生活便利帳の冊子を配布した。QRコードを活用するなど、より広く情報を届けることができた。 ▶ 市報から必要な情報を抜粋し、やさしい日本語及び英語・中国語・ハングルで毎月1回「くらしの情報」を発行した。	A	▶ 令和6年度も配布・実施予定。 ▶ より広く情報を届けるしくみを引き続き検討する。
		11		救急医療情報提供の充実	—	健康課	継続して実施する。	▶ 市報や市のホームページ、年1回全戸配布の西東京市健康事業ガイドに、休日の応急診療情報を掲載。 ▶ こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児医療証の申請時、妊娠届出時冊子に入れて情報提供を行った。	A	継続して実施する。
		12		子育てハンドブックの充実、子育て施設・遊び場マップ等の検討	第5条	子育て支援課	引き続き子育てハンドブックを作成し。子ども・子育てマップ及び公園の配置図を掲載する。	▶ 子育てハンドブックを作成した。 ▶ 当該ハンドブックに、お父さんと保護者の方が一緒に遊べる場所をはじめとする子育て施設やサービスのマップ(子ども・子育てマップ)及び小さなお子さん連れの保護者の方が集う公園の配置図を掲載した。	A	引き続き子育てハンドブックを作成し。子ども・子育てマップ及び公園の配置図を掲載する。

4 市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援

4-1-1 子どもと家庭の支援										
		01	重10	子ども総合支援センターの連携機能の充実	第4条第5条第8条	健康課	継続して実施する。	定期的に連絡会を持ち、連携や調整を継続した。	A	継続して実施する。
						幼児教育・保育課	関係機関との連携の強化を図る。	▶ 関係機関との会議や連絡会に参加し、連携を図りながら支援を行った。 ▶ 要保護児童対策地域協議会の未就学部会を開催した。 ▶ 未就学部会では、「切れ目ない支援」のテーマで話し合い、各機関の役割について認識を深めた。	A	関係機関との連携の強化を図る。
						子ども家庭支援センター	▶ 今後も継続する。 ▶ 発達支援部会は、障害福祉課にも参加を呼び掛ける。	▶ 要保護児童対策地域協議会実務者会議の発達支援部会の構成員である教育委員会・健康課・子ども家庭支援センターで要支援児童等の情報や支援について年1回共有し、連携を図った。令和5年度は障害福祉課に参加を依頼し情報を共有した。 ▶ 健康課の他に教育委員会とシステム連携を行い、要保護児童等について迅速に対応し、関係機関との情報共有の充実を図った。	A	▶ 今後も継続をする。 ▶ こども家庭センター設置による一体的な相談支援体制の構築のため、より母子保健と児童福祉の間で情報を共有できるようシステム改修を行う。
		02		夜間養護等(トワイライトステイ)事業の検討	第5条	子ども家庭支援センター	継続して実施する。	前年度の利用実績を踏まえ検証した結果、夜間養護等の利用要件に該当するものが数件あったが、現行のショートステイ事業の枠の中で対応が出来ていた。	A	継続して実施する。※事務事業評価にあげているため、書き方を変更するか迷っています。 例:26市町村に調査を行い、本市に必要なサービスを検討する。
		03		休日保育・駅前保育の検討	第5条	幼児教育・保育課	休日保育については、運営や施設面において課題が大きく、待機児童解消に向けた施設整備を進めるなか、検討は難しい。	休日保育については課題が大きく検討には至っていない。	B	休日保育については、運営や施設面において課題が大きく、待機児童解消に向けた施設整備を進めるなか、検討は難しい。
		04		ホームヘルパー派遣事業の推進	第5条	子育て支援課	事業名「ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進」に同じ	事業名「ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進」に同じ	A	事業名「ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進」に同じ

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
		04		ホームヘルパー派遣事業の推進	第5条	地域共生課	産前・産後を含む子育て世帯への支援の必要性は感じているが、家族調整の必要なケースや親がメンタル的に支援の必要な世帯については、健康福祉部健康課保健係や子ども家庭支援センターなど子育て支援をしている行政との連携が必要。R5年度は両機関との懇談会の機会を設ける予定。	5年度は10世帯に家事援助を実施した。多子世帯からの依頼が多かった。また、母の病気や虐待が疑われるケースがあり、市やファミリー・サポート・センター事業と連携して支援を行っている。活動する協力会員との懇談会を開き、実態を把握。その後、健康福祉部健康課保健係や子ども家庭支援センター、民間の支援団体と情報交換を実施した。	B	産前産後等で希望される家事支援として調理の希望が多いが、協会員で調理の支援ができる人が少ないため、活動につながらないことがあり、協会の確保が課題。 R6年度は、市内の子育て支援団体との情報交換会を予定している。 複合的な課題を抱える家庭も多く、関係機関との連携した支援が必要。
		05		子どもの医療費の負担軽減	第5条 第11条	子育て支援課	子どもの医療費の対象年齢を18歳まで拡大し、令和5年4月より高校生等医療を実施する。	令和5年4月より、子どもの医療費の対象年齢を高校生年代の18歳まで拡大し、負担軽減を図った。	A	引き続き負担軽減を図っていく。
		06		児童手当の実施	第5条	子育て支援課	継続して実施する。	対象者に対して事業の周知を図り、必要な手続きの案内を十分に行うとともに、手当の支給を行った。	A	令和6年10月から制度改正により、所得制限が撤廃され、高校生年代までの支給期間延長及び手当額の増額を実施し、子育て世代の経済的負担の軽減を図る。
		07	重 14	通学路・通園路の安全確保の充実	第11条	交通課	引き続き市内各小学校、保護者、地域住民等からの報告、要望等を踏まえて、通学路の交通安全対策を行う。	市内各小学校、保護者、地域住民等からの報告、要望等を踏まえて、通学路の交通安全対策を行った。	A	引き続き市内各小学校、保護者、地域住民等からの報告、要望等を踏まえて、通学路の交通安全対策を行う。
						道路課	住民、保護者からの要望及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を受け、通学路等の交通安全対策を行う。	住民、保護者からの要望及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を受け、交差点の赤塗装及び薄くなっていた車道外側線の再塗装等を行った。	A	住民、保護者からの要望、関係課との調整及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を受け、通学路等の交通安全対策を行う。
						学務課	▶ 子どもの通学時の安全を確保するため、引続き通学路点検の実施や交通擁護員等による見守り活動を行っていく。 ▶ 通学路に面する土地開発等が立て続けに行われているため、関係部署・業者との事前の調整や学校への周知を徹底し、安全確保に努める。	▶ 子どもの通学時の安全を確保するため、通学路点検の実施や交通擁護員等による見守り活動を行った。 ▶ 通学路に面する土地開発等が行われる際は、関係部署・業者との事前の調整や学校への周知を徹底し、安全確保に努めた。	A	▶ 子どもの通学時の安全を確保するため、引続き通学路点検の実施や交通擁護員等による見守り活動を行っていく。 ▶ 通学路に面する土地開発等が立て続けに行われているため、関係部署・業者との事前の調整や学校への周知を徹底し、安全確保に努める。
		08		親子施設見学会の検討	第5条	子育て支援課	人を多く集めて施設を訪問する方法は時勢になじまないため、施設所管課が様々な情報発信ツールを使って親子で利用できる施設等の紹介を行っていく。	ホームページのキッズページの「遊び場」「乳幼児コーナー」や子育て情報アプリの「おでかけ」ページなど、様々な情報発信ツールを使って施設所管課が親子で利用できる施設の紹介を行っていることをもって、本件の実施に代える。	A	人を多く集めて施設を訪問する方法は時勢になじまないため、施設所管課が様々な情報発信ツールを使って親子で利用できる施設等の紹介を行っていく。
		09		子どものための消費者教育の推進	第11条	協働コミュニティ課	▶ 消費生活展や消費生活講座などにより、親子で消費生活について学ぶ機会を確保していく。 ▶ SNS等を活用し、幅広い年代に対して啓発に努める。	▶ 消費生活講座や、消費生活展「くらしフェスタ西東京」にて、親子で学ぶ、お金の使い方や食に関するものなど、消費生活についてまなぶ体験講座を実施した。 ▶ 市HPのほか、公式LINE、Twitter等のSNSを活用し、若者に向けての消費啓発を実施した。	A	▶ 消費生活展や消費生活講座などにより、親子で消費生活について学ぶ機会を確保していく。 ▶ SNSや子どもの多く集まるイベント等を活用し、幅広い年代に対して啓発に努める。
						教育指導課	国や東京都から配布されるリーフレット等を各校へ積極的に発信し、家庭科等で消費者教育の授業内容の充実を図る。	国や東京都から配布されるリーフレット等を各校へ積極的に発信し、家庭科等で消費者教育の授業内容の充実を図った。	A	国や東京都から配布されるリーフレット等を各校へ積極的に発信し、家庭科等で消費者教育の授業内容の充実を図る。
		10		環境教育の推進	第11条	環境保全課	▶ 環境副読本「西東京市の環境」については、電子化して配布する予定である。 ▶ 夏休み期間中に実施する講座は、例年通りに実施していく。 ▶ 市内公立保育園を対象とした出前講座は、前期に「打ち水体験」を、後期には「クールチョイスを中心としたお話し会」を行う。	▶ 環境副読本「西東京市の環境」を電子化し、市内の小学校に周知を行った。 ▶ 夏休み期間中は、「夏休み自由研究2023(参加者:284人)や、夏休みミニ講座「エコ遊び」(参加者:31人)を開催し、環境学習の充実を図った。また、親子でエコ・クッキングを行う講座(参加者:14人)等を行い、環境への関心を高めるきっかけづくりとなった。 ▶ 市内公立保育園10園を対象に職員が打ち水及び環境学習出前講座を行い、未就学児に環境への関心を持ってもらう機会となった。	A	▶ 環境副読本「西東京市の環境」について、引き続き電子化で作成・配布する予定である。 ▶ 夏休み期間中に実施する講座は、例年通りに実施していく。また、その他親子向け講座も随時実施していく予定である。 ▶ 市内公立保育園を対象とした出前講座は、前期に「打ち水体験」を、後期には「ゼロカーボンシティ等の説明を含めた出前講座」を行う。
						教育指導課	SDGsの研究指定校の研究成果を周知し、各校のESD教育の一層の充実を図った。	教育課程にESD教育を位置付けることで、一層の充実を図った。	A	SDGsの研究指定校の研究成果を引き続き周知し、各校のESD教育の一層の充実を図る。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
		11		情報モラル教育の充実	第11条	教育指導課	GIGAスクール教育推進教師を中心にSNSの危険やネットトラブルや個人情報保護に関する研修を行い、児童・生徒の指導の充実を図り、情報活用能力を主題とした研究指定校を指定し、研究と実践を行う。	GIGAスクール教育推進教師を中心にSNSの危険やネットトラブルや個人情報保護に関する研修を行い、児童・生徒の指導の充実を図り、情報活用能力を主題とした研究指定校を指定し、研究と実践を行った。	A	各校においてタブレットの使い方や情報モラルについての課題を出し合い、課題解決のスローガンを決め、児童・生徒の情報活用能力を高める。GIGAスクール教育推進教師を中心にSNS等の使い方に関する情報等の指導の充実を図る。
		12		交通安全教育の推進	第11条	教育指導課	- 各学校において作成する学校安全計画の工夫及び改善を図り、発達段階に応じた交通安全教育の充実を図る。 - 市内全小学校においてPTA等と連携し、交通安全指導や見守り活動を継続して実施する。市立中学校では、スタントマンによる自転車安全教室(スクエアードストレイト)の実施を継続し、地域住民の参加促進を図り地域と連携した交通安全教育を実施する。 - 東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行う。	- 各学校において作成する学校安全計画の工夫及び改善を図り、発達段階に応じた交通安全教育の充実を図った。 - 市内全小学校においてPTAや保護者等と連携し、交通安全指導や見守り活動を継続して実施した。 - 市立中学校では、スタントマンによる自転車安全教室(スクエアードストレイト)の実施を継続し、地域住民の参加促進を図り地域と連携した交通安全教育を実施した。 - 東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行った。	A	- 各学校において作成する学校安全計画の工夫及び改善を図り、発達段階に応じた交通安全教育の充実を図る。 - 市内全小学校において保護者等と連携し、交通安全指導や見守り活動を継続して実施する。市立中学校では、スタントマンによる自転車安全教室(スクエアードストレイト)の実施を継続し、地域住民の参加促進を図り地域と連携した交通安全教育を実施する。 「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行う。
		13		国際理解教育の推進	—	文化振興課	継続して実施する。	西東京市多文化共生センター(NIMIC)と共催し、4事業(①留学生ホームビジット、②日本語スピーチコンテスト、③外国から来た保護者のための小学校入学前説明会、④子ども対象「多言語で楽しく!」)を実施した。	A	継続して実施する。
						教育指導課	外国語活動や外国語の授業、社会科や総合的な学習等を通して、世界の国々の人々とのオンラインでの交流や、我が国のよさについて調べ学習を通して理解を深める。	外国語活動や外国語の授業等を通して、世界の国々の人々とのオンラインでの交流や我が国のよさについて調べ学習を通して理解を深めた。	A	外国語活動や外国語の授業、社会科や総合的な学習等を通して、世界の国々の人々とのオンラインでの交流や、我が国のよさについて調べ学習を通して理解を深める。
		14		幼・保・小・中学校の交流・連携の推進	第4条 第5条	幼児教育・保育課	引き続き幼稚園・保育園と小学校の連携をサポートする。	- 昨年度に引き続き、就学支援シートの配布について園長会で周知を図った。 - 幼稚園からは指導要録を、保育園からは保育要録を、それぞれ小学校に提供するなど、連携を図っている。	A	引き続き幼稚園・保育園と小学校の連携をサポートする。
						幼児教育・保育課	関係課と連携しながら、必要な支援を継続して実施する。	保育要録の提供、就学支援シートの配布などの必要な支援を行い、関係課との連携を図った。また、保育園児の散歩の際に小学校の校庭に立ち寄り形で交流を実施した。	A	関係課と連携しながら、必要な支援を継続して実施する。
						子ども家庭支援センター	- 継続して実施する。 - 要保護児童対策地域協議会の実務者会議の就学部会に、スクールソーシャルワーカー会議を新たに設置する。	- 幼稚園・保育園・小中学校の代表者が出席する要保護児童対策地域協議会実務者会議を行った。 - 市内の幼稚園、保育園等を地区相談員が巡回し、気になる児童の情報共有を行った。 - 全小中学校が学期ごとに開催する虐待防止のための外部委員会を要対協の部会に位置づけ、参加した。 - 教育委員会との情報共有を図るためスクールアドバイザー会議を3回、スクールソーシャルワーカー会議を7回開催した。	A	継続して実施する。
						教育指導課	- 就学支援シートの一層の活用のために周知・配布の仕方について、よりよい方法を検討する。これまでは就学前機関への働きかけに力を入れてきたが、新たに小学校就学時健診での声掛けを検討する。 - 教育支援システムの活用促進に向けて引き続き学校への働きかけを続ける。	- 就学支援シートの一層の活用のために周知・配布の仕方について、よりよい方法を検討した。これまでは就学前機関への働きかけに力を入れてきたが、新たに小学校就学時健診での声掛けを検討した。 - 就学前機関に就学支援シートの活用を周知を行うことで、幼稚園、保育園、学校が児童の支援について必要な情報共有を行えるように取り組んだ。 - 教育支援システムの活用促進を研修会などを通じて働きかけを行った。	A	- 就学支援シートの活用に向けた周知を引き続き続けていく。 - 教育支援システムの活用促進について引き続き学校へ周知していく。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
		15		図書館・学校図書館のネットワーク化の推進	第13条	教育指導課	学校司書連絡会の充実を図り、情報交換や協議等を通じて、学校司書の一層の資質向上を図る。	学校司書連絡会の充実を図り、研修会や情報交換、協議等を通じて、学校司書の一層の資質向上を図った。	A	学校司書連絡会の充実を図り、情報交換や協議等を通じて、学校司書の一層の資質向上を図る。
						図書館	▶ 配本及び回収車の定期的な運行。団体貸出の実施。学校司書への支援 ▶ 施設見学、職場体験の実施 ▶ 図書館の推薦図書年齢別リスト作成、学校配布 ▶ 過去の夏休みすいせん図書から図書館が選んだ資料を30冊1セットにし、希望する市内小中学校及び、児童館・学童クラブに貸出した。 ▶ 学校司書連絡会への参加 ▶ 市内中学3年生対象「卒業お祝いメッセージカード」配布 ▶ 除籍資料の配布	▶ 配本及び回収車の定期的な運行(運行回数99回)団体貸出の実施。学校司書への支援 ▶ 施設見学821人(小学生794名14校、中学生22名1校・高校生5名1校)、職場体験47名(小学生4名、中学生47名) ▶ 図書館の推薦図書年齢別リスト作成、学校配布 ▶ 過去の夏休みすいせん図書から図書館が選んだ資料を30冊1セットにし、希望する市内小中学校及び、児童館・学童クラブに貸出した。 ▶ 学校司書連絡会への参加 ▶ 市内中学3年生対象「卒業お祝いメッセージカード」配布 ▶ 除籍資料の配布	A	【取組予定】 ▶ 配本及び回収車の定期的な運行。団体貸出の実施。学校司書への支援 ▶ 施設見学、職場体験の実施 ▶ 図書館の推薦図書年齢別リスト作成、学校配布 ▶ 過去の夏休みすいせん図書から図書館が選んだ資料を30冊1セットにし、希望する市内小中学校及び、児童館・学童クラブに貸出した。 ▶ 学校司書連絡会への参加 ▶ 市内中学3年生対象「卒業お祝いメッセージカード」配布 ▶ 除籍資料の配布
		16		【新規】R2～親子で参加できる地域行事の開催	第5条	児童青少年課	市内2か所の子育て広場において、3歳までの乳幼児とその保護者に、絵本事業等28回実施。 そのほか、子育て広場職員による子育て支援事業等を実施した。	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえ、大きな事業も再開し、乳幼児サークルの活動についても実施した。	A	引き続き、親子で参加しやすい地域行事の活動を支援していく。
						文化振興課	▶ 市民まつりについては、西東京市民まつり実行委員会と連携し、子どもゾーンを新設する。 ▶ 都市間交流事業については、引き続き、姉妹都市・友好都市と連携、協力し、親子で参加できる行事の開催も含め、実施を検討する。 ▶ 伝統文化等継承事業補助金は引き続き周知を行い、親子で参加できる鑑賞機会、体験機会の充実を図る。 ▶ 保谷こもれびホール事業は、保谷こもれびホール指定管理者と連携し、引き続き実施する。 ▶ 「対話による美術鑑賞」事業については、引き続き、市民ボランティア(アートみーる)と連携を図りながら、実施する。	▶ 市民まつりについて、西東京市民まつり実行委員会と連携し、子どもたちがより楽しめるような新たな取組として、子どもゾーンとスポーツ体験ゾーンを新設した。 ▶ 保谷こもれびホールの指定管理者が、子どもたちを対象とした事業を9事業を実施し、2,721人が参加した。 ▶ 都市間交流事業については、姉妹都市である福島県南会津郡下郷町とオンラインによる交流事業(会津地方の民芸品づくり)を実施し、子どもを含む57人が参加した。 ▶ 地域の伝統文化継承事業であるどんと焼き事業に対し補助金を交付し、子どもも含め、地域へ伝統文化の継承を行った。 ▶ 「対話による美術鑑賞」事業の地域活動として、市民向けの事業を実施し、延べ120人(うち子ども58人)が参加した。	A	継続して実施する。
						スポーツ振興課	10月に市民スポーツまつりを実施予定	10月9日(スポーツの日)に市民スポーツまつりを実施。新型コロナウイルス感染症流行前の規模で実施予定だったが、当日は降雨のため、屋内(総合体育館)で実施した。	A	10月に市民スポーツまつりを実施予定
						社会教育課	昨年度に引き続き各種取り組みを継続し、子ども参加の推進を図る。	▶ 多摩六都科学館と共催でワークショップ「科学の視点で考古学～土器のくぼみ(圧痕)から植物を調べる～」を行った。 ▶ 「縄文の森の秋まつり」や「保谷のアイ」などのイベントを現地で実施した。	A	昨年度に引き続き各種取り組みを継続し、子ども参加の推進を図る。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
	4-1-2 障害のある子どもを育てる家庭への支援									
	01	重13	相談から、フォローアップまでを行う事業の展開	第4条第5条	健康課	▶ 関係機関間での取組の相互理解や、関係性の構築にはつながってきてはいるが、情報共有や、連携・調整の要としての機能には、なお、一層の発展が期待される。 ▶ 18歳まで相談を受けることとなり、学齢児に対する支援の在り方や他機関へのつなぎについての関係部署との調整が必要である。	▶ 対象児童の 場面をとらえて、庁内外の関係機関が連携を図り、発達支援を行うことができた。 ▶ 相談事業においては、会計年度任用職員（児童発達支援相談員）の専任職を増やし、継続を含む相談を丁寧に受けていくことができた。 ▶ 相談から間を開けずに療育を体験できる場として地域支援のフォローのグループ（0～5歳児各グループ）を拡充し、できるだけ早期に療育的な関わりを増やし、支援につなげることができた。	A	▶ 児童発達支援センターとして中核機能の強化を図る。 ▶ 地域の障害児の発達支援の入り口としての相談機能を果たす ・巡回相談の効果的な充実を図るため、専門職の活用等検討し、試行する。 ・学童クラブの巡回に同行する。 ▶ 地域の障害児通所支援事業所との連携を図る。 ・児童発達支援事業所連絡会の開催 ・公開講座等の効率的な実施 ▶ 地域のインクルージョンの中核としての機能をもつ ・児童発達支援事業利用児の園訪問を実施する。 ・保育園研修を受け入れる。	
					子ども家庭支援センター	継続して実施する。	▶ 要保護児童対策地域協議会実務者会議で要支援児童等についての情報共有を行った。 ▶ 個別のケース検討会議により、連携支援を行った。	A	継続して実施する。	
	02		【名称変更】R2～障害のある子どもの療育・リハビリ機能の充実 （【旧名称】障害のある学齢児の療育・リハビリ機能の充実）	第5条	健康課	療育を提供する人材の確保と育成。 継続的で安定した療育の提供のために、職員の継続的な定着と資質の維持向上が必要ため、施設内外での研修を積極的に取組む。	▶ 児童発達支援センターひいらぎでは、個別の発達ニーズに応じた療育・支援を提供している。 ▶ 児童発達支援のグループに専門職の介入を多くし、利用児に対する療育の質の充実を図った。 ▶ 困難な支援を要する児童が通う保育所等へ出向き、直接療育や園への支援を行う事業により成果を得られた。 ▶ 民間の児童発達支援事業と連携をとり、個別の必要に応じて紹介等の支援を行った。 ▶ 施設内で、小グループでの研修や講座を計画的に実施し、職員の資質向上に取り組んだ。	A	▶ 幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援・家族支援を提供する。 ・児童発達支援事業等療育に関する事業は、引き続き実施する。 ・療育内容を見直し、プログラムを公表する。 ・研修を継続し、より充実させる。	
					障害福祉課	就学後のサービスの説明の機会等を通じて、就学後の相談先等を周知し切れ目ない支援を受けられるよう働きかけを行っていく。	就学後のサービスの説明の機会等を通じて、就学後の相談先等を周知し切れ目ない支援を受けられるよう働きかけを行った。	A	就学後のサービスの説明の機会等を通じて、就学後の相談先等を周知し切れ目ない支援を受けられるよう働きかけを行っていく。	
	03		【名称変更】R2～障害のある子どもの療育・教育相談・就学相談事業の推進 （【旧名称】障害のある子どもの療育・教育相談事業の推進）	第5条	健康課	▶ 障害のある子どもへの支援において、個別のニーズによっては多機関が連携をしてい必要性がある。 ▶ 学齢児に対する支援の在り方や他機関へのつなぎ等、連携についてのさらなる取組が必要である。	▶ 児童発達支援センターひいらぎでは、保護者支援として就学相談説明会を実施し、大勢の参加があった。 ▶ 年長児童の多くが、就学支援シートを活用し、学校教育へつなげることができた。 ▶ 特別支援学級の説明会を各学校の協力を得て実施した。教育指導課で実施した特別教室説明会のご案内をした。 ▶ 他機関で実施する、連携会議に出席し、支援の共有を図った。	A	▶ 児童発達支援センターとして、児童発達支援事業所に就学に関する情報を提供する場を設ける。 ▶ 他機関との連携の中で、学齢児の支援に着手する。	
					教育支援課	▶ 今年度も引き続き、市立保育園及び公設民営保育園に心理アドバイザーを派遣し、早期対応への助言を行うとともに、要請に応じて市内就学前機関に訪問して助言・指導を行う。 ▶ 教育相談センターにて、心理アドバイザーによるアセスメントと心理療法等、早期に適切な支援を開始できるよう取り組む。	▶ 市立保育園及び公設民営保育園15園に心理アドバイザーを年3回、延べ45回派遣した。 ▶ その他、市立保育園以外の市内就学前機関からの要請に基づく行動観察や相談、教育相談センターでのアセスメントと心理療法等のため、心理アドバイザーを112回派遣し、早期に適切な支援を開始した。	A	▶ 引き続き、市立保育園及び公設民営保育園に心理アドバイザーを派遣し、早期対応への助言を行うとともに、要請に応じて市内就学前機関に訪問して助言・指導を行う。 ▶ 教育相談センターにて、心理アドバイザーによるアセスメントと心理療法等、早期に適切な支援を開始できるよう取り組む。	

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
4-1-2		03		【名称変更】R2～障害のある子どもの療育・教育相談・就学相談事業の推進	第5条	学務課	- 市内の保育園・小学校・中学校に対して就学相談に関するリーフレットを配布し、相談の周知を行う。 - こどもの発達センターにて就学相談説明会を実施し、保護者への直接的な周知をすると共にこどもの発達センターとの連携を図る。 - 相談件数の増加が見込まれるが、引き続き保護者の気持ちに寄り添い、丁寧な相談に努める。	- 市内の保育園・小学校・中学校に対して就学相談に関するリーフレットを配布し、相談の周知を行った。 - こどもの発達センターにて就学相談説明会を実施し、保護者への直接的な周知をすると共にこどもの発達センターとの連携を図った。 - 相談件数の増加したが、保護者の気持ちに寄り添い、丁寧な相談に努めた。	A	- 市内の保育園・小学校・中学校に対して就学相談に関するリーフレットを配布し、相談の周知を行う。 - こどもの発達センターにて就学相談説明会を実施し、保護者への直接的な周知をすると共にこどもの発達センターとの連携を図る。 - 相談件数の増加が見込まれるが、引き続き保護者の気持ちに寄り添い、丁寧な相談に努める。
		04		障害児保育の充実(入所型と通所型の障害児保育の充実と推進)	第5条	幼児教育・保育課	継続して障害児を受入れ、巡回相談、研修を行い必要な支援を図る。	- 各保育園で受入れている障害児について、関係機関と連携を図り、公立保育園の巡回相談を15園×2回チャイルドフッド・ラボが実施した。 - 障害児保育についての理解を深めるための研修を開催した。	A	継続して障害児を受入れ、巡回相談、研修を行い必要な支援を図る。
						児童青少年課	継続して実施する。	- 児童館ではノーマライゼーションの理念に基づき、健常児同様に障害児も受け入れている。 - 学童クラブにおいては、引き続き小学6年生までの障害児の受入れを行った。	A	継続して実施する。
		05		障害児の幼稚園入園に対する支援の推進	第5条	幼児教育・保育課	障害のある子どもを受け入れている幼稚園に対して、特別支援教育事業補助金を交付することにより、受入れの支援及び促進を図る。	昨年度に引き続き、障害のある子どもを受け入れている幼稚園に対して、特別支援教育事業補助金を交付することにより、受入れの支援及び促進を行った。	A	障害のある子どもを受け入れている幼稚園に対して、特別支援教育事業補助金を交付することにより、受入れの支援及び促進を図る。
		06		障害児の放課後等の居場所の充実	第5条第12条	障害福祉課	障害のある子どもたちが、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後等デイサービス事業の充実を図るため、事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を行う。	障害のある子どもたちが、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後等デイサービス事業の充実を図るため、事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を行を行い、新規に3件の事業所が開設された。	A	障害のある子どもたちが、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後等デイサービス事業の充実を図るため、事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を行う。
						児童青少年課	継続して実施する。	- 児童館ではノーマライゼーションの理念に基づき、健常児同様に障害児も受け入れている。 - 学童クラブにおいては、引き続き小学6年生までの障害児の受入れを行った。	A	継続して実施する。
		07		障害児のいる家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進	第5条	子育て支援課	育児支援訪問事業において、家事援助等の支援を実施する。	子供家庭支援センター所管の育児支援訪問事業において、積極的に自ら育児にかかる支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に訪問し、家事援助等の支援を実施した。支援対象の中には障害児のいる家庭もあった。	A	育児支援訪問事業において、家事援助等の支援を実施する。
		08		施設緊急一時保護事業の実施	第5条	障害福祉課	東京都の補助制度を活用し、事業者への委託により事業を実施する。	東京都の補助制度を活用し、事業者への委託により事業を実施した。(利用実人数:7人)	A	東京都の補助制度を活用し、事業者への委託により事業を実施する。
		09		障害児を育てる親のレスパイトケア機能の実施	第5条	障害福祉課	障害者総合支援法に基づき、短期入所事業や就学児童の日中一時支援事業、重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業を実施する。	障害者総合支援法に基づき、短期入所事業や就学児童の日中一時支援事業、重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業を実施した。(短期入所/利用実人数:137人 日中一時支援/利用実人数:85人 重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業/実利用人数6人)	A	障害者総合支援法に基づき、短期入所事業や就学児童の日中一時支援事業、重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業を実施する。
		10		特別支援教育の充実	第4条第5条第6条第10条	学務課	特別支援へのニーズが高まっている中で、就学支援委員会審議件数は近年増加傾向にある。業務の効率化や、就学支援委員会のスムーズな進行に努めながら、ひとりひとりの適切な支援の場を検討していく。	小・中学校特別支援対象者への審議を就学支援委員会を通じて行った。	A	特別支援へのニーズが高まっている中で、就学支援委員会審議件数は近年増加傾向にある。業務の効率化や、就学支援委員会のスムーズな進行に努めながら、ひとりひとりの適切な支援の場を検討していく。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
		10		特別支援教育の充実	第4条 第5条 第6条 第10条	教育指導課	小・中学校での特別支援教室の指導の充実を図るために、教育支援システムを用いた個別的教育支援計画や個別指導計画の作成や活用について、引き続き研修会や連絡会で周知し、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに沿った支援が行われるよう取り組む。	- 小・中学校での特別支援教室の指導の充実を図るために、教育支援コーディネーター連絡会や特別支援教室専門員研修会において、教育支援システムを用いた個別的教育支援計画や個別指導計画の作成・活用について助言した。 - 学校訪問時の点検リストに個別的教育支援計画や個別指導計画の項目を入れることで、定期的に指導・助言を行い、作成を促進した。 - 特別支援教室の制度について、保護者・市民説明会を開催し、広く周知した。また特別支援支援教室入室までの流れについてフロー図を作成した。	A	- 教育支援システムによる個別的教育支援計画や個別指導計画の作成・活用について、小・中学校へ周知する。 - 個別的教育支援計画や個別の指導計画等の運用や運営体制について課題等を整理し、より良い運営体制のあり方を検討する。
				特別支援学校の充実及び市外にある特別支援学校への通学者に対する取組みの充実	第5条	障害福祉課	特別支援学校高等部の2～3年生については、個別に卒業後の福祉サービスについての説明・相談を行う。	特別支援学校高等部の2～3年生については、個別に卒業後の福祉サービスについての説明・相談を行った。	A	特別支援学校高等部の2～3年生については、個別に卒業後の福祉サービスについての説明・相談を行う。
		12		障害者、異年齢世代との交流事業の推進	第5条 第6条 第7条	障害福祉課	12月の障害者週間にアスタ2階センターコートで、市内障害者団体等の活動内容紹介や作品の展示、手作り品の販売は感染症対策を十分に施した上で実施する。	12月の障害者週間に、アスタ2階センターコートなどで、市内障害者団体等の活動内容紹介や作品の展示、手作り品の販売を実施した。	A	障害の有無や年代に関わらず、広く市民と交流する機会を提供するため、障害者週間等に市内障害者団体等の活動紹介、作品の展示、手作り品の販売等の機会の提供等のイベントを実施する。
						幼児教育・保育課	継続して事業を実施し、交流を図る。	一時保育や地域交流事業において、障害のある児童や高齢者との交流を図った。	A	継続して事業を実施し、交流を図る。
						児童青少年課	継続して実施する。	- 児童館ではノーマライゼーションの理念に基づき、健常児同様に障害児も受入れている。 - 学童クラブにおいては、引き続き小学6年生までの障害児の受入れを行い、健常児、障害児の隔てなく、異年齢での交流を行った。	A	継続して実施する。
						健康課	保育園の交流は再構築するか検討する。	- 保育園の交流は再構築を図ることはできなかった。 - 住吉会館のまつりに係として参加し、交流の推進を図った。	B	- 保育園交流は園長会に働きかけ実施を進める。 - 引き続き、ルビナスまつりへ参加し、世代間交流の場を作る
		13		障害児がいる世帯への手当(児童育成手当(障害手当)・特別児童扶養手当)の充実	第5条	子育て支援課	継続して実施する。	- 申請者に対して事業の周知を図り、必要な手続きの案内を十分に行うとともに、手当の支給を行った。 - 窓口での案内時に現状を聞き取り、手当以外の事業へ積極的に繋げるよう心掛けた。 - 受給者に対して所得状況届や障害状況届の提出等の適切な案内を行った。	A	継続して実施する。
				【新規】R2～医療的ケア児への支援の充実	第5条	障害福祉課	- 在宅レスパイト事業の周知と利用案内を継続する。 - 短期入所の市内施設での受け入れ促進のため、連携と調整を行う。 - 個別ケースについては、支援機関との連携を通じて、医療的ケア児と家族に必要な支援の充実を図る。	- 在宅レスパイト事業の周知と利用案内を継続した。 - 短期入所の市内施設での受け入れ促進のため、連携と調整を行った。 - 個別ケースについては、支援機関との連携を通じて、医療的ケア児と家族に必要な支援の充実を図った。	A	- 在宅レスパイト事業の周知と利用案内を継続する。 - 短期入所の市内施設での受け入れ促進のため、連携と調整を行う。 - 個別ケースについては、支援機関との連携を通じて、医療的ケア児と家族に必要な支援の充実を図る。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
4-1-3	4-1-3 多様な文化的背景(多文化)を持つ子どもと子育て家庭の支援									
	01			外国語を母語とする児童・生徒への日本語指導の充実	第10条	教育指導課	▶ 西東京市在住の外国人児童・生徒数が増加傾向にあることにより、日本語適応指導員1人あたりの指導人数が増えている。 ▶ 日本語の支援を必要とする児童・生徒に対して、適切な指導ができるよう適応指導員に向けての連絡会を実施する。	▶ 母語が日本語でなく、学校生活に適應することが困難な児童・生徒に対して、指導員を派遣し初期の日本語指導を行った。 ▶ 日本語適応指導連絡会・研修会を実施し、日本語適応指導員と本事業の課題等について検討した。 ▶ 市立小・中学校に本事業の活用について周知し、日本語指導を必要とする児童・生徒に対して早期に適切な指導につながるよう取組を進めた。	A	▶ 西東京市在住の外国人児童・生徒数が増加傾向にある。このことから今後、日本語指導を必要とする児童・生徒が増えていくものと考えられる。 ▶ 学校と連携し、日本語指導を必要とする児童・生徒へ安定した支援を行える体制を構築していく。
	02			外国語を母語とする児童・生徒へ個別に指導できる指導者の確保	第10条	教育指導課	日本語適応指導の開始時には学校での面談に職員が同席する。日本語適応指導員を対象とした連絡会・研修会の実施について検討する。	日本語適応指導の開始時の面談に、職員が同席することで、日本語適応指導員が円滑に指導開始できる環境を整えた。	A	日本語適応指導連絡会・研修会にて、日本語適応指導員の確保について協議していく。
	03			外国語パンフレットなどによる情報提供の充実	第5条	子育て支援課	健康課所管の子育て応援アプリいこいこにて、子育て世代支援の情報を多言語で提供する。	多言語(15言語)に対応している健康課所管の子育て応援アプリいこいこにて、子育て世代支援の全般的な情報を網羅して提供した。	A	健康課所管の子育て応援アプリいこいこにて、子育て世代支援の情報を多言語で提供する。
						文化振興課	継続して実施する。	▶ やさしい日本語及び英語・中国語・ハングルによる生活便利帳の冊子を作成した。 ▶ 市報から必要な情報を抜粋し、やさしい日本語及び英語・中国語・ハングルで毎月1回「くらしの情報」を発行した。	A	継続して実施する。
						学務課	「就学願」の記入例について、引き続き英語訳を付けたものを積極的に利用し、保護者への丁寧かつ正確な理解に努める。	外国籍児童生徒の保護者への案内として活用することにより、早期の提出を促すことが出来たと考える。	A	「就学願」の記入例について、引き続き英語訳を付けたものを積極的に利用し、保護者への丁寧かつ正確な理解に努める。
						ごみ減量推進課	引き続き「ごみ・資源物の出し方(外国語版チラシ)」の周知を継続し、活用してもらえるよう努める。	「ごみ・資源物の出し方(外国語版チラシ)」を必要とする方へ配布し、活用してもらえた。	A	引き続き「ごみ・資源物の出し方(外国語版チラシ)」の周知を継続し、活用してもらえるよう努める。
	04			外国語本の整備の推進	第5条	図書館	これまで欧米以外の言語の資料(絵本)の購入を進めてきたが、今後は日本語を母語としない市民のニーズの掘り起こしを図り、図書館利用に繋がるよう努める。	外国語絵本54冊の購入の内、4割程度欧米以外の言語の絵本を受入れた。多言語のおはなし会を継続実施しているが、日本語を母語としない市民ニーズの把握には至っていない。	B	【取組予定】日本語を母語としない市民ニーズを確認するため、市内日本語教室へのアンケートを実施する予定。
	05			外国語の翻訳サービス機能の充実	第5条	文化振興課	令和5年度も実施予定。 外国籍市民に有益な情報を、引き続き翻訳していく。	外国籍市民からの様々な相談に的確に対応していくため、タブレット端末を利用した通訳・手話サービスを活用し、庁内での周知を進めた。	A	令和6年度も実施予定。 外国籍市民に有益な情報を、引き続き翻訳していく。
						秘書広報課	ホームページの外国語翻訳機能について、利用しやすいよう配慮する。	トップページ上部にリンクを配置し、利用しやすいレイアウト等に努めた。	A	ホームページの外国語翻訳機能について、利用しやすいよう配慮する。
	06			多文化を持つ子育て家庭の社会参加の促進	第5条	文化振興課	令和5年度も配布予定。 外国籍市民に有益な情報を、より広く届けるしくみを引き続き検討する。	▶ やさしい日本語及び英語・中国語・ハングルによる生活便利帳の冊子を配布した。 ▶ 市報から必要な情報を抜粋し、やさしい日本語及び英語・中国語・ハングルで毎月1回「くらしの情報」を発行した。 ▶ 「外国から来た保護者のための小学校入学前説明会」をオンラインで実施し、日本の小学校の決まりや、学校で必要な道具等についてやさしい日本語で説明し、英語・中国語で質問を受付けた。	A	令和6年度も配布予定。 外国籍市民に有益な情報を、より広く届けるしくみを引き続き検討する。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
4-1-4	4-1-4 ひとり親家庭の支援									
	01			母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進	第5条第10条	子育て支援課	継続して実施する。	▶対象者に対して市報・HP等事業の周知を図り、ひとり親家庭の母及び父を対象に就業支援を行った。また、ひとり親関係の届出や相談の際にも困っていることや相談がないか丁寧に対応した。 ▶児童扶養手当現況届の夜間や土曜窓口に合わせて、就業支援相談も行った。	A	継続して実施する。
	02			ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進	第5条第10条	子育て支援課	継続して実施する。	▶従来通り、ひとり親関係手当の申請者へ制度案内を配布。 ▶利用(希望)者より質問を受けた点について、利用案内およびホームページをわかりやすく修正。 ▶年度更新時の通知件名を実態に即した名称に変更し、手続き方法もわかりやすく修正。	A	継続して実施する。
						地域共生課	家事援助やファミリー・サポート・センター事業のサービスは実施しつつも、家族に課題がある場合がある。その際には、健康福祉部健康課保健係や子ども家庭支援センターなど子育て支援をしている行政との連携が必要。R5年度は両機関との懇談会の機会を設ける予定。	住民参加型有償家事援助サービスにて、産前産後や育児者の体調不良時に家事援助を行うものだが、ひとり親家庭の実績はなかった。活動する協力会員との懇談会を開き、実態を把握。その後、健康福祉部健康課保健係や子ども家庭支援センター、民間の支援団体と情報交換を実施した。	B	依頼があれば状況に応じて家事援助やファミリー・サポート・センター事業につなぎ、支援を実施する。必要に応じて関係機関と連携する。
	03			母子・父子家庭自立支援給付金支給事業の推進	第5条第10条	子育て支援課	お子さんの年齢が20歳まで制度が利用できること、その後のライフプランまで考え、適切に運用されるよう、制度の説明にとどまらず、その後の生活にまで踏み込んで助言するようにする。資格取得まで、不安が少しでも軽く進めるよう、窓口での対応の時に丁寧に話を聞くようにする。	当該制度の利用期間においても対象者には様々な変化があり、個別に対応する必要のあるケースが一定数あった。自立に向けた支援とするための対応も含め手続きなどのために来庁した時には取組状況や生活の様子、お子さんのことなど聞くようにし、丁寧に取り組んだ。	A	引き続き個別のケースについて丁寧な対応に努める。制度の運用について、わかりやすい説明を工夫する。
	04			母子保護の実施	第5条第10条	子育て支援課	引き続き退所の見極めの必要なケースの動きを意識して取り組む。新規ケースがあった場合は、慎重に対応する。	支援が長くなっていたケースが地域の協力を仰いだりしながら、退所となり、また新規に母子保護の開始となったケースも複数あり、動きが多かった。	A	入所者、施設と適切に関係しながら母子保護の実施に努める。新規ケースの対応についても丁寧に取り組む。
	05			ひとり親家庭等医療費助成事業の充実	第5条	子育て支援課	継続して実施する。	マル青医療制度が市民の間にも浸透していき、さらに多くの世帯から申請があり、該当世帯の医療費の負担軽減に貢献出来たものと思う	A	毎年1月1日の年度更新により、世帯の課税状況の有無によって、対象児童が自己負担の無いまたは、少ない子供の医療費の助成対象に切り替えることができるので、対象となる世帯には、申請漏れなど無いように周知を徹底する。
	06			母子・父子福祉資金貸付事業の充実	第5条第10条	子育て支援課	借りるものである意識、返せる人が利用できる制度であることを伝え、特にお子さんのための貸付では将来の自立に結びつく大事なものであることを伝えながら、制度の紹介をしていく。	▶新規相談、継続の手続きも含め丁寧に対応した。奨学金給付減免制度の併用により件数は少なく維持されている傾向だが、支援の丁寧さが必要なケースが多く一件ごとの対応には手間がかかるようになってきている。滞納ケースについても引き続き相談支援が必要なことがあった。 ▶貸付期間満了後の償還開始手続き時に、親だけでなく子の償還義務の意識付け促進、および保証人との連携再確認のため「関係者状況確認書」の提出を導入した。	A	引き続き丁寧に対応していく。
	07			児童扶養手当・児童育成手当(育成手当)の充実	第5条第10条	子育て支援課	継続して実施する。	対象者に対して事業の周知を図り、必要な手続きの案内を十分に行うとともに、手当の支給を行った。窓口での案内時に現状を聞き取り、手当以外の事業へ積極的に繋げるよう心掛けた。必要書類等の案内をわかりやすくすることで提出率を上げた。	A	令和6年度の児童扶養手当現況届から従来の原則窓口提出を郵送提出も可とすることで、ひとり親家庭等の

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
4-2	4-2 保健・医療									
	01	重-13		訪問型相談の充実	第4条 第5条 第8条 第11条	健康課	引き続き、本事業が活用されるように周知を行う。	▶ こんにちは赤ちゃん訪問や保健師による訪問支援等を実施した。 ▶ 産前産後訪問支援事業実績は、専門支援訪問のべ42回 家事支援訪問のべ129回。	A	訪問型の支援については、安心して受けられるよう、引き続き周知を回り実施していく。
						子ども家庭支援センター	継続して実施する。	▶ 子育ての支援が必要と思われる家庭に対し、相談員の訪問及び育児支援訪問事業を実施した。 ▶ 関係機関と連携し、同行訪問や支援が必要な家庭の情報を共有し対応にあたった。 ▶ 訪問による相談・調査を積極的に実施した。	A	引き続き、養育が必要な家庭に対し利用勧奨を行いながら実施する。
	02	重-13		母子保健と保育の連携強化	第4条 第5条 第8条 第11条	健康課	引き続き、既存事業における協働や協力を行うとともに、子育てに課題を抱える家庭についても、協力して支援を実施できる仕組みを試行していく。	▶ 地域子育て支援センターとの連携会議等により、定期的に情報共有しを行った。 ▶ ファミリー学級等の事業において地域子育て支援センターの周知を行った。	A	地域子育て支援センター等の関係機関との情報共有と、地域の子育て資源の周知を継続して実施する。
						幼児教育・保育課	関係機関との連携の強化を図る。	▶ 関係機関会議を通じて、情報の共有を行い関係機関との連携を図った。また、地域子育て支援センター担当が母子保健事業に協力し、母子保健担当と双方による見守りを行った。 ▶ 切れ目ない支援のために要保護児童対策地域協議会の未就学部会を実施した。	A	関係機関との連携の強化を図る。
						子ども家庭支援センター	▶ 要保護児童対策地域協議会実務者会議やケース検討会議、特定妊婦等リストアップ会議、地域子育て支援センター、幼稚園・保育園等訪問を通じて、健康課の母子保健担当として未就学児童所属機関等との情報共有。 ▶ システム連携により、虐待児童について情報を収集し、迅速な対応に努めた。	▶ 要保護児童対策地域協議会実務者会議やケース検討会議、特定妊婦等リストアップ会議、地域子育て支援センター、幼稚園・保育園等訪問を通じて、健康課の母子保健担当として未就学児童所属機関等との情報共有を行った。 ▶ システム連携により、虐待児童について情報を収集し、迅速な対応に努めた。	A	こども家庭センターを設置し要保護児童対策地域協議会実務者会議やケース検討会議、特定妊婦等リストアップ会議、地域子育て支援センター、幼稚園・保育園等訪問を通じて、健康課の母子保健担当として未就学児童所属機関等との情報共有。 こども家庭センター設置による一体的な相談支援体制の構築のため、より母子保健と児童福祉の間で情報を共有できるようシステム改修を行う。
	03	重-13		母子健康手帳交付及び乳幼児健診の活用による母子保健の推進	第5条 第11条	健康課	継続して実施する。	▶ 母子手帳交付時に、保健師や助産師より、妊娠中から産後の過ごし方等について話しをする「たまご面接」を実施した。 ▶ 乳幼児健診において、健康教育・相談、情報提供を実施した。	A	▶ 母子手帳交付時の「たまご面接」を継続し、妊娠期から子育ての相談、支援を実施する。 ▶ 乳幼児健診では児の健康状態の把握だけでなく、教育・相談、情報提供も行っていく。
	4-2	04		予防接種についての普及啓発の充実	第5条 第11条	健康課	継続して実施する。	接種期間や内容等についてホームページや市報を通じて情報提供を実施。予防接種対象者には接種推奨時期に合わせ、予診票を郵送交付、転入者や未接種者には勧奨ハガキを郵送。アプリ「いこいこ」でも分かりやすい周知に努めた。	A	引き続き普及啓発を図っていく。
		05		かかりつけ医の推進	第11条	健康課	勧奨含め継続実施。	健診において、かかりつけ医の有無を確認している。かかりつけ医がない家庭に勧奨を行った。	A	継続して実施する。
		06		かかりつけ歯科医の推進	第11条	健康課	勧奨含め継続実施。	▶ 2歳児相談会や3歳児健診において、かかりつけ歯科医の有無を確認している。かかりつけ歯科医がない家庭に、勧奨を行った。 ▶ 歯科教育については、保育園で60回、小学校・中学校で276回実施した。	A	継続して実施する。
		07		小児救急医療体制の充実	第11条	健康課	継続して実施する。	小児救急医療体制の充実のために、協議会を実施し連携を図った。	A	継続して実施する。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
4-3		08		産科のある医療機関とのネットワークの充実	第4条 第5条 第11条	健康課	周産期機関に、連絡会等の希望を確認するなど、連携強化について努める。	個別の事例において、市内外の産科のある医療機関との連携し、母子の健康管理・養育支援を実施した。	A	継続して実施する。
		09		保健所との連携強化による母子保健サービスの推進	第4条 第5条 第11条	健康課	継続して協議する。	必要時、保健所と母子保健担当部署等の連携と情報共有を行った。	A	保健所と円滑な連携が図れるよう、連携体制の協議と情報共有を継続して実施する。
		10		アレルギー相談の実施	第5条 第11条	健康課	継続して実施する。	乳幼児健康診査・育児相談等で、子どものアレルギーに不安や悩みを持つ親からの相談に対し、情報提供や栄養相談などの支援を実施した。	A	継続して実施する。
		11		【名称変更】R2～心身の思春期相談事業等の実施 〔旧名称〕心身の思春期相談事業実施の検討	第5条 第11条	健康課	思春期時期への相談のため啓発は、関係部署との協力が必要なため、関係機関や部署との連携を図っていく。	からだこころの健康相談で、相談支援を実施した。	B	思春期時期への相談のため啓発は、関係部署との協力が必要なため、関係機関や部署との連携を図っていく。
						子ども家庭支援センター	継続して実施する。	専門相談事業として臨床心理士による相談を行った。	A	継続して実施する。
		12	重-13	【新規】R2～(仮称)子育て世代包括支援センターの実施	第4条 第5条 第11条	健康課	相談支援の継続、メールマガジン等を通して、出産や子育てについての周知、情報提供に努める。	相談支援の継続、メールマガジン等を通して、出産や子育てについての周知、情報提供に努めた。	A	継続して実施する。
	4-3 災害への対応を想定した環境づくり									
	4-3	01	重-14	子ども自身が災害対応能力を高めるための教育の推進	—	幼児教育・保育課	継続して防災教育を行い、対応能力の向上を図る。	防災訓練等を通して、防災教育を行い、対応能力の向上を図った。	A	継続して防災教育を行い、対応能力の向上を図る。
						児童青少年課	継続して実施する。	▶ 児童館、学童クラブにおいて、色々な災害を想定した防災訓練を年2回実施した。 ▶ 児童館、学童クラブにおいて、利用者の安全を確保するため、安全計画を策定した。	A	継続して実施する。
						教育指導課	▶ 東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図る。 ▶ 学校で起きた事故や近隣市で起こった事故等の状況を周知し、各校が児童生徒の命を守る意識を向上するよう指導・助言していく。	▶ 東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図った。 ▶ 学校で起きた事故や近隣市で起こった事故等の状況を発信し、各校が児童生徒の命を守る意識を向上するよう指導・助言した。	A	▶ 「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図る。 ▶ 学校で起きた事故や近隣市で起こった事故等の状況を周知し、各校が児童生徒の命を守る意識を向上するよう指導・助言していく。
		02	重-14	子どもを守るための家庭と地域と市との連携の強化		危機管理課	▶ 下校時間帯における青色防犯パトロールの実施する ▶ 不審者等の情報を、関係各課へ情報提供する ▶ 「メールけいしちょう」の内容を「安全・安心いーなメール」で配信し、地域に対し防犯に関する啓発する	▶ 下校時間帯における青色防犯パトロールを実施する ▶ 不審者等の情報を、関係各課へ情報提供する ▶ 「メールけいしちょう」の内容を「安全・安心いーなメール」で配信し、地域に対し防犯に関する啓発する	A	▶ 下校時間帯における青色防犯パトロールを実施する ▶ 不審者等の情報を、関係各課へ情報提供する ▶ 「メールけいしちょう」の内容を「安全・安心いーなメール」で配信し、地域の防犯に関する啓発により登録者の拡大を図る。
						幼児教育・保育課	引続き訓練等を通じて連携を図っていく。地域との連携については、関係課と連携を図りながら強化していく必要がある。	▶ ICTシステムを活用し、引取りの訓練などを行い、家庭との連携を図った。 ▶ 消防署の協力を得て各園で実施する訓練(災害・救急救命等)に地域園職員の参加を呼びかけ、共に訓練を行った。	B	引続き訓練等を通じて連携を図っていく。地域との連携については、関係課と連携を図りながら強化していく必要がある。
						児童青少年課	継続して実施する。	防災訓練等を実施すると共に、防犯対策として育成会やPTAと連携して「子ども110番ビーボくんの家」の総会を開催し、地域への情報共有を図った。	A	継続して実施する。
						子ども家庭支援センター	継続して実施する。	要保護児童対策地域協議会実務者会議やケース検討会議を通じて、民生児童委員等、地域の関係者との連携を図った。	A	継続して実施する。
		03	重-14	乳幼児に特有の生活必需品の備蓄の確保	第5条	危機管理課	福祉避難所の保育園(17園)に備蓄してる災害時用備蓄物資の入れ替え及び定期点検を行う。	福祉避難所の保育園(17園)に備蓄してる災害時用備蓄物資の入れ替え及び定期点検を行った。	A	福祉避難所の保育園(17園)に備蓄してる災害時用備蓄物資の入れ替え及び定期点検を行う。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和5年度)の課題・取組予定	取組実績(令和5年度)	自己評価	今後(令和6年度)の課題・取組予定
		03	重14	乳幼児に特有の生活必需品の備蓄の確保	第5条	幼児教育・保育課	備蓄品の確保を図っていく。必要品、量の確保について検討する必要がある。	関係課と連携し、在園児用として食糧、飲料水等、避難施設用として、発電機やミルク、紙おむつ等の備蓄を行っている。	B	備蓄品の確保を図っていく。必要品、量の確保について検討する必要がある。
		04	重14	子育て家庭に配慮した避難施設の運営体制の整備	第5条	危機管理課	継続して避難確保計画作成支援を行う。	避難確保計画作成支援を行った。	A	継続して避難確保計画作成支援を行う。
						協働コミュニティ課	防災に関連した講座を開催する。	防災に関する講座を開催し、多世代が交流しながらシミュレーションすることで啓発を行った。	A	引き続き防災に関連した講座を開催する。
						教育企画課	危機管理課と連携しアクションカードのワークショップや開設訓練などを実施予定	避難所運営協議会の運営について、アクションカードのワークショップや合同研修会などに教育委員会・危機管理課の職員が参加・支援を行った。先進的な協議会の取組内容を各避難所に周知することができた。	A	危機管理課が実施する作成したアクションカードを使用した訓練や避難所運営協議会に教育委員会の職員が出席し、普及・啓発に努める
						社会教育課	子育て家庭に配慮した一時滞在施設の運営体制の整備に継続的に努めていく。	(避難所設置無し)	-	子育て家庭に配慮した一時滞在施設の運営体制の整備に継続的に努めていく。
						教育指導課	地域への学校の教育活動の理解や地域との情報交換など、日ごろから開かれた学校づくりに努め、保護者や地域住民、市関係部署、消防署や地域の関係機関・団体等との密接な連携を図り防災管理の充実に努める。	地域への学校の教育活動の理解や地域との情報交換など、日ごろから開かれた学校づくりに努め、保護者や地域住民、市関係部署、消防署や地域の関係機関・団体等との密接な連携を図り防災管理の充実に努めた。	A	▶「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図る。 ▶学校で起きた事故や近隣市で起こった事故等の状況を周知し、各校が児童生徒の命を守る意識を向上するよう指導・助言していく。
						幼児教育・保育課	関係課と連携し、運営体制の整備・強化を図る。	関係課と連携し、避難施設運営のためのマニュアル整備や、避難施設としての備蓄管理を行った。	A	関係課と連携し、運営体制の整備・強化を図る。